

# すべての子育て家庭に対する支援について (参考資料)

## 次世代育成支援対策交付金(ソフト交付金)の概要

【20年度予算】 37,500百万円 → 【21年度予算】 38,800百万円

各種の子育て支援事業などの次世代育成支援対策に関する施策について、地域の特性や創意工夫を活かした事業の実施を支援することにより、市町村行動計画に基づく取組の着実な推進を図るため、平成17年度に創設。

### 総論

#### ○ 事業計画の策定について

各市町村が本交付金の申請をする場合には、各市町村が次世代育成支援対策推進法に基づき策定する5年を1期とした行動計画の毎年度の具体的な実施計画を作成します。

※5年を1期とした行動計画の毎年度の具体的な実施計画であることから、事業計画に盛り込む事業・取組の内容は、実施しようとする次世代育成支援対策の施策や事業として行動計画において記載されていることが必要です。

#### ○ 交付金の対象となる事業について

##### 【特に重点的に推進する事業(特定事業)】

- ① 乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)
- ② 養育支援訪問事業
- ③ ファミリー・サポート・センター事業
- ※【拡充】病児・病後児預かり等も対応
- ④ 子育て短期支援事業(ショートステイ・トワイライトステイ)
- ⑤ 延長保育促進事業

##### 【21年度新規事業】

- 次世代育成支援人材養成事業のほか、その他地域の特性や創意工夫を活かした子育て支援サービスの提供を行うための取組としての各種事業を対象とする。

#### ○ 交付金の算定方法について

交付金は、個別事業ごとに交付する金額を決定するものではなく、事業計画を総合的に評価し、その事業計画の実施に必要な経費に対して交付するもの。特に重点的に推進する事業(特定事業)については、事業ごとに、従来の標準的な所要額を念頭に、**事業量や取組内容に応じたポイントを設定**します。

### 各論

～交付金化することによるメリット～

	従来の補助制度	交付金
助成単位	○ 個々の施設・事業ごと	○ 各市町村が策定する事業計画全体
対象事業	○ 補助要件や補助基準が細かく定められ、これに対して適合するものに限定	○ 各自体が策定する事業計画に記載されている事業であれば助成対象
交付手続	○ 補助要件に基づき個別の施設・事業ごとにその内容を審査し、採否や補助額を決定 ○ 補助金の使途は、当該事業に限定	○ 各自体が策定する事業計画を全体として審査し、交付額を決定  ○ <u>交付されて交付金の使途は、事業計画の範囲内であれば、各自体の自由裁量</u> ・従来の補助単価にかかわらず、必要に応じ各事業者への交付額を独自に決定することも可能 ・各事業への配分については各市町村の判断

# 次世代育成支援対策交付金(ソフト交付金)の対象事業・配分方法

<対象事業・交付額配分等について>

## A 特定事業(子ども子育て応援プラン事項)等

※各事業ごとに事業量や取組内容に応じてポイント設定

- ①乳児家庭全戸訪問事業
- ②養育支援訪問事業
- ③ファミリー・サポート・センター事業  
【拡充】21年度より病児・病後児の預かりも対応
- ④子育て短期支援事業
- ⑤延長保育促進事業

- ①次世代育成支援人材養成事業【新規】
- ②子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業
- ③へき地保育事業
- ④家庭支援推進保育事業

## B その他事業(市町村の創意工夫ある取組)

- ※児童の人口に応じポイント設定
- 【取組例】
- ・老若男女の地域住民の主体的な子育て支援活動、交流の促進
  - ・要保護児童対策地域協議会の設置・運営
  - ・子どもたちからの電話相談等対応
  - ・食育の推進
  - ・子どもの事故防止対策 等

加算  
取組事業数などによりポイント加算

## C 減算

前年度の計画と実績に乖離がある場合、執行率(実績/計画)によりポイントを減算(緩和措置あり)

## 予算

単位:億円

<17'>	<18'>	<19'>	<20'>	<21'>
346	340	365	375	388

## 各市町村への交付

$$388\text{億円} \times \frac{(A+B) \times C}{\text{全市町村の総ポイント}}$$

(21年度予算)

- ※個別事業ごとに交付額を決定しない
- ※総事業費の1/2が上限
- ※交付された額の事業間の配分は市町村の判断

2

## 一時預かり事業

### (1) 概要

#### ① サービス・給付内容

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、主として昼間において、保育所その他の場所において、一時的に預かる事業

#### ② 実施状況

《実施箇所数》7,651箇所 (H20年度交付決定ベース)

### (2) サービス提供・給付責任

サービス提供・給付の義務付けはない。(※市町村の判断(児童福祉法に事業の着実な実施に向けた努力義務有り))

### (3) 基盤整備

#### ① 基盤整備に関する枠組み

市町村が次世代育成支援対策推進法に基づく地域行動計画において、計画期間(5年間)の取組を記載

#### ② 施設整備補助

保育所の施設整備の際に一時預かり事業のための部屋等を整備する場合には、施設整備補助あり。

### (4) 事業開始規制等

都道府県知事への届出(今回の児童福祉法等改正による。主体制限はなし。)  
(7)による補助対象は、市町村又は市町村が適当と認めた者。

3

## (5) サービス利用の仕組み

- ①サービスの必要性の判断 / ②サービス利用の流れ / ③利用料  
特に定められていない。(※各市町村又は各保育所において判断・設定。)

## (6) サービスの質の確保に関する仕組み

### ○ 人員配置

対象児童の多さ等に応じた必要な保育士の配置とすること。(最低2人以上)

## (7) 費用負担

### ① 運営主体に対する支払い

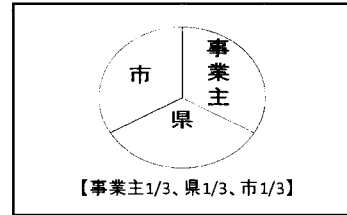
《国庫補助単価》45～783万円(利用児童数に応じた実績払い)  
(※児童育成事業(児童手当法に基づく事業主拠出金による事業))

### ② 費用負担

上記の割合で公費負担。  
(※予算の範囲内で補助する経費)

### ③ 費用額

《費用額(全体)》約151億円 (H21年度予算ベース)  
《公費負担総額》約75億円 ※残余は利用者負担



4

第16回社会保障審議会 少子化対策特別部会 平成20年10月29日	資料3
---	-----

### 保育所における一時保育の経験からの提言

バオバブ保育園ちいさな家 遠山洋一  
(平成20年10月29日)

#### 陳述要旨

- 現在保育所で行われている「一時保育」は、「中間的な保育ニーズ」に応えるものとして大きな可能性を持っている。しかし、その可能性の大きさが行政や保育関係者に理解されているとは言えない。
- 統計上の一時保育実施箇所数の約半数は「教名を通常保育クラスに一時的に受け入れる」方式のもと考えられるが、私が大きな可能性を持つと考えるのは「専用の保育室と専任の保育スタッフを備え、一日10名でいどを保育する」方式の「一時保育」である。以下、そのタイプを想定して述べる。
- 「一時保育」の中心となっているのは「非定型保育」(隔週に1日～毎週3日といったペースで継続して保育するもの)で、そこに「緊急一時保育」(親の病気等で短期間の保育が必要なもの)が加わっている。
- 「非定型保育」が中心であることにより、それなりのまとまりと落ち着きを持った保育の場ができていて、子どもも楽しみにして来るようになる。そういう中には「緊急・一時的」に来る子どもも溶け込みやすい。保護者どうしのつながりも生まれ、親としての学びもある。
- 「非定型保育」を利用する理由は、就労からリフレッシュまで幅が広い。リフレッシュも幅が広く、1、2歳児と赤ちゃんを育てている人にとっての必要性などよく分かる。近年は育児疲れの親が市の健康センターなどから利用を勧められて来るケースも少なくない。1、2歳児が女たちと触れ合うことのできる保育の場としての意味もあり、親の期待も一部はそこにもあるように思われる。
- このような「一時保育」は、1、2歳児を中心に1日10～15人を想定した30㎡程度の部屋と3人でいどの保育スタッフを用意することで、30～50人のニーズに応えることができ、施設の効率性は高い。また、保育所の中で実施することで調理、看護、相談、事務など保育所が持つ機能や施設設備を活用している。独立施設でやればもっとコストがかかる。
- 利用方式は、一定の制度の下での利用者との直接契約である。「一時保育」の場合は、その方が即応力があり実地的である。ただし、受け入れ容量を超える利用希望に応えきれずお断りする苦勞は絶えない。
- 就労による利用者の中には、いわゆる待機児童もいる。しかし、週に3日利用し2日は祖母にみてもらうような人から、自宅就労なので成り立っている人、忙しい時期だけ

自営の夫の仕事を手伝う人など様々である。「就労支援のための保育」ということも、あまり一律に考えない方がよい。

- パートタイム利用者も含めた形に保育所制度を再編成してはどうかという考え方もあろうが、私は「ごちゃ混ぜにしない方がよい」と思う。「定型保育」を安定して運営できる保育所の基盤があった上で、このような形の「一時保育」が安定して実施できるのだと思う。保育の面では、両者はほどよい触れ合いを持っている。
- 当保育所の場合、ホールを利用して、週に4日、10時半～15時半、随時親子で利用できる「親子サロン」(0～2歳児対象)も開設しており、賑わっている。「親子サロン」、「一時保育」、「定型保育」の3点セットがうまく機能している。
- 「一時保育」がこのような場として機能している半面、短時間利用など気軽な預け場所としてはあまり機能していないのは事実で、そのような不満もあると思う。そのようなニーズに対しては別の種類の「一時預かり」の場を用意する必要がある。「ひろば」に付設するなど日頃から馴染んでいる場所であるのが望ましい。
- 3点セットで仕事をしている、在宅子育て家庭が抱えている悩みや問題の大きさがよく分かる。親だけでなく、子ども(0～2歳児)も、子どもどうしの触れ合いがあり、ゆったり遊べる楽しい保育の場が必要である。
- 少子化対策という視点からすると、もっと「ひろば」や「一時保育」のような在宅子育て家庭支援に力を入れる必要があると思う。(待機児童対策との関係で、現状は少しバランスを欠いている印象をもつ。)
- 今の経済状況から、子どもを預けて働きたい母親は増えている。しかし、小さいうちは自分の手で育てたいと思っている母親は多く、しかし家に閉じこもりたくはなく、割り切れていない母親が多い。そういう母親が「一時保育」を経験して、保育の場が子どもにとってもむしろプラスであることを知り、仕事と子育ての両立の道に踏み出して行くことも少なくない。一時保育を手がけて、これまでのように「all or nothing」ではない生き方を保障できる「中間的な保育ニーズ」に応える場の重要性を肌で感じている。

#### 参考資料

- 一時保育制度をめぐる経緯
  - ・平成2年 国の補助事業として創設。
  - ・補助金は、定額制からスタートしたが、出来高払い制に移るなど変遷している。
  - ・東京都では、平成8年にバオバブ保育園を含む4園で開始したのが最初。
  - ・平成15年、国では「特定保育」(週3日程度まで保育に欠けると市町村が認定した児童を対象に必要な日時保育する事業)の制度が出来た。一時保育利用者の中にはこれ

5

に該当する子もいるが、二つの制度を区別して実施することは煩雑なので「一時保育」の中で受け入れている所が多いと思われる。

- ・平成19年度全国統計は「一時保育」7,213カ所、「特定保育」927カ所
- ・児童福祉法が改正され「一時預かり事業」が法定化されると、「一時保育」も「一時預かり事業」の中に包括されるものと思われる。（「一時預かり」という名称には疑問。）

#### ○ パオパブ保育園ちいさな家における一時保育の現状

- ・登録児数（10月1日現在） 50名
  - 週1日以上定期的に利用 39名
  - 不定期に利用 11名（週に2～3回利用する人も含まれる）
- ・登録児の年齢構成
  - 0歳児5名、1歳児28名、2歳児17名、3歳以上児0
  - （註）3歳以上児や月齢の大きい2歳児は、近くのパオパブ保育園に紹介している。
- ・利用の理由（申し込み時点での）
  - ・就労 21名
  - ・通院（出産を含む） 18名
  - ・生涯学習 2名
  - ・兄姉の行事等 2名
  - ・就職活動 1名
  - ・リフレッシュ 6名
  - 計 50名
- ・利用頻度（定期的利用者）
  - ・週1回 23名
  - ・週2回 5名
  - ・週3回 10名
  - ・週4回 1名
  - 計 39名
- ・平成20年3月に登録されていた一時保育児童の4月以降の状況
  - ・幼稚園に入園 16名
  - ・保育所に入所 4名
  - ・認証保育所に入所 1名
  - ・その他の理由で継続せず 2名
  - ・一時保育継続 21名
  - 計 48名

#### ○ 多摩市における一時保育利用実績（年間のべ利用児童数）

		平成15	平成16	平成17	平成18	平成19
パオパブ保育園	一日	1,667	2,032	2,494	2,593	2,297
	半日	263	420	148	155	295
パオパブ保育園 ちいさな家	一日	1,610	2,220	1,833	2,183	1,999
	半日	286	164	165	171	84
A園	一日	1,241	1,252	1,922	1,511	1,626
	半日	300	348	95	45	37
B園	一日	818	1,138	1,633	1,294	1,424
	半日	392	263	85	213	114
C園	一日	1,211	2,558	2,944	2,517	2,469
	半日	830	1,043	85	88	74
D園	一日				2,122	1,999
	半日				58	84
合計	一日	6,547	9,200	10,826	12,220	13,629
	半日	2,071	2,338	578	730	752

（註）多摩市には公立2、私立16の認可保育所があるが、うち6カ所で専用保育室をもった一時保育を実施しており実施率は高いと思われる。

#### ○ 「親子サロンびーだま」の状況（平成19年4～12月の実績）

- ・新規登録者数 270名
  - ・のべ利用人数（子ども） 3,035名
  - ・のべ利用人数（おとな） 2,891名
  - ・開設日数 143日
  - ・一日平均利用人数（子ども） 21名
- （註）「親子サロンびーだま」は無料。スタッフ2名を配置し、その人件費は年間171万円。補助金は受けず保育所会計の中での独自事業として実施している。補助金を受けていないので、市の統計にも国の統計にも載らない。

## 福井県・すみずみ子育てサポート事業の概要

### 事業の趣旨

- すべての子育て家庭が、身近な地域において気軽に（家庭的雰囲気の中で）子どもの預かりなど子育てへの支援を求めることができる環境づくり
- パートタイム労働や保護者の通院、学校行事参加の場合など、既存の子育て支援サービスでは補うことのできない保育ニーズへの柔軟な対応

### 事業内容

#### 1 対象事由

保護者の通院、冠婚葬祭、子どもの学校行事、残業など、一時的に子育てのサポートが必要となる場合

#### 2 事業主体

市町(NPO法人、シルバー人材センター、社会福祉協議会等に委託可)

#### 3 サポート内容

①一時預かり(施設型、派遣型) ②保育所などへの送迎 ③家事援助(食事づくり、掃除、買い物など)

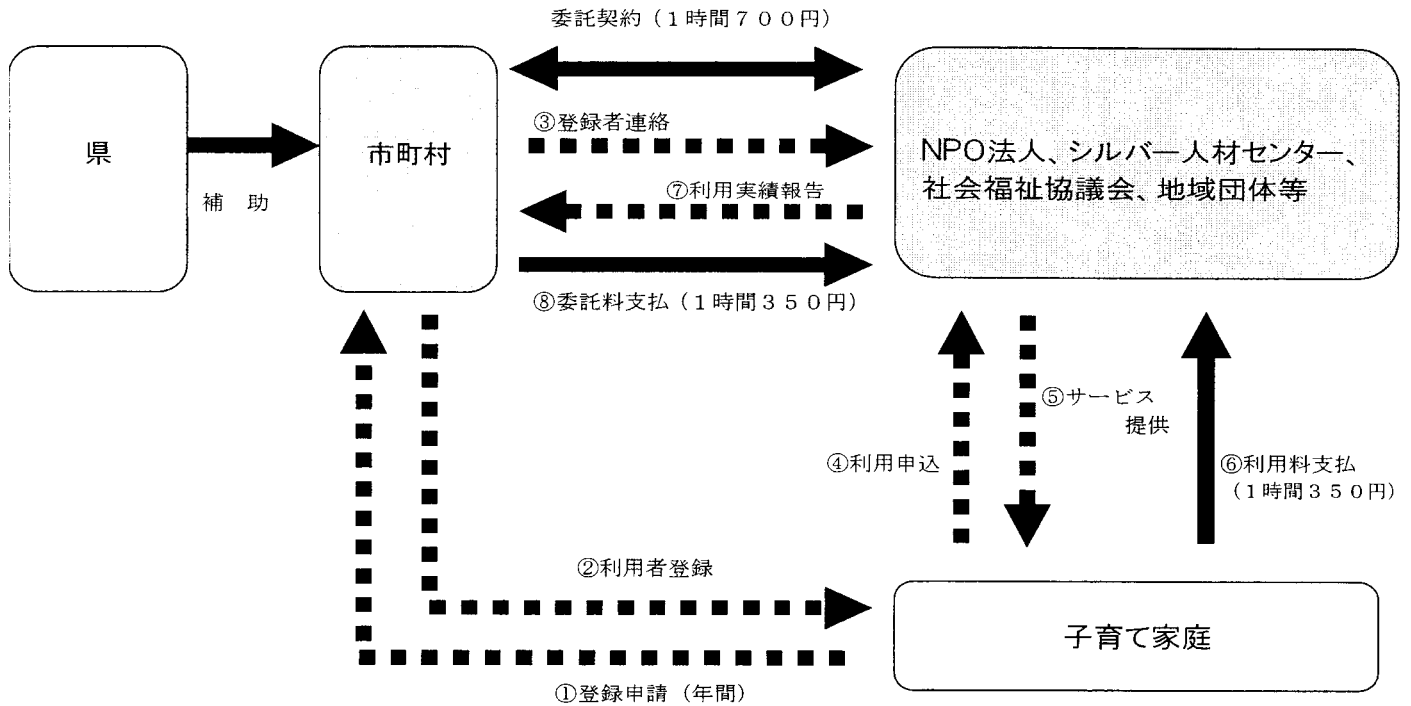
#### 4 利用対象者

小学校就学前および小学校低学年(1～3年生)の子どもがいる子育て家庭

#### 5 補助基準額

- ・利用料金700円/時間(標準利用料)のうち、半額350円/時間(負担割合:県1/2、市町1/2)  
※ただし、第3子以降3歳未満児の利用は700円/時間を補助(「ふくい3人っ子応援プロジェクト」)
- ・保険料400円/人(年額)(負担割合:県10/10)

## すみずみ子育てサポート事業の仕組み



8

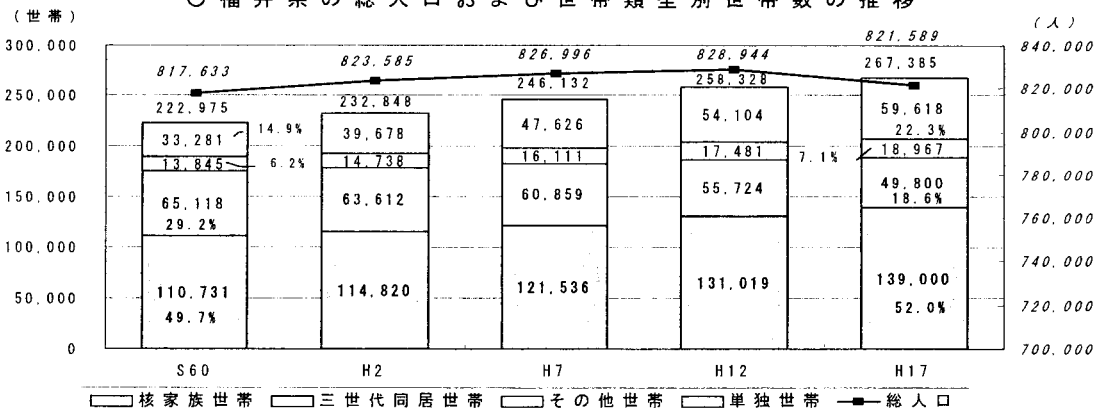
## すみずみ子育てサポート事業の背景

—子育てを取り巻く環境の変化—

- 福井県の3世代同居世帯割合は全国で2番目に高いものの減少傾向にあり、家庭の子育て機能が低下  
⇒ 地域における子育て支援機能の拡充
- 保育所でのサービスでは十分応えることのできない、保育ニーズの高まり  
⇒ きめ細かな保育サービスの拡充

- ・ 普段は在宅で子育てしているが週1・2回の仕事や、土・日の仕事るとき
- ・ 1時間程度の歯医者への通院や、入学式など上の子どもの学校行事があるとき
- ・ 夏休みなど小学校低学年の子ども1人では留守番ができないとき

○ 福井県の総人口および世帯類型別世帯数の推移



※三世帯同居世帯は、「夫婦、子どもと両親から成る世帯」「夫婦、子どもとひとり親から成る世帯」「夫婦、子どもと他の親族から成る世帯」「夫婦、子ども、親と他の親族から成る世帯」の合計

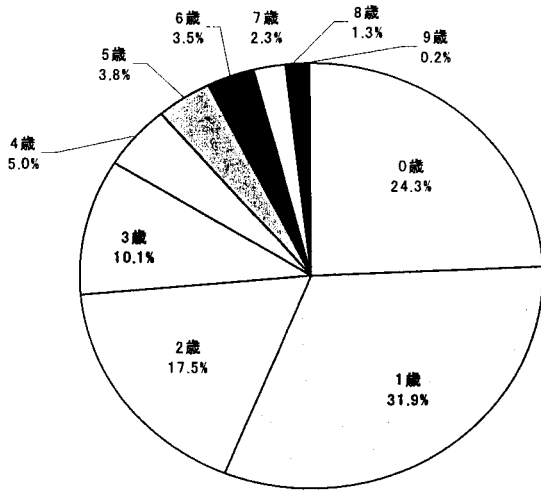
9

# すみずみ子育てサポート事業の利用状況

【実施団体内訳】 NPO法人9、シルバー人材センター7、相互扶助団体4、生活協同組合5、社会福祉協議会2、他

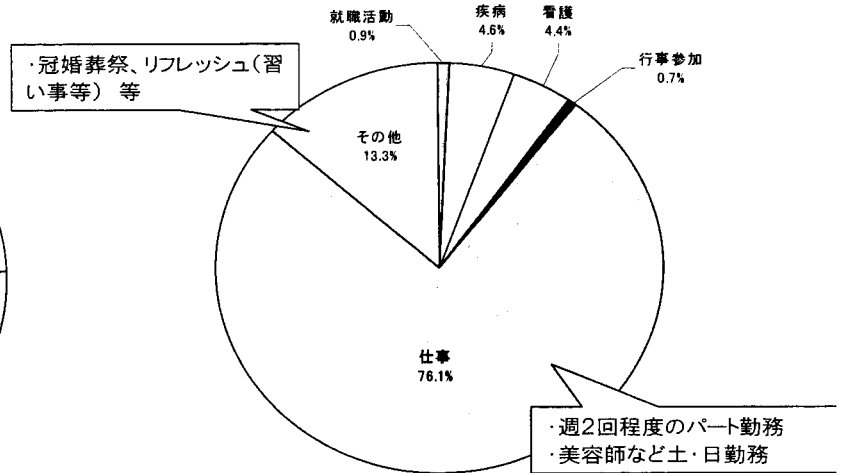
年 度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
実施箇所	延べ22か所(9市1町)	延べ29か所(9市3町)	延べ33か所(9市3町)
利用者数	延べ23,007人	延べ28,627人	延べ44,540人
18年度比	—	1.24倍	1.94倍
利用時間	延べ82,870時間	延べ107,878時間	延べ182,470時間
18年度比	—	1.30倍	2.20倍

○利用児童の年齢別構成



※福井市、敦賀市、小浜市の利用児童の内訳 (平成20年度)

○サービス利用の理由



※小浜市「わくわくらぶ」延べ利用者435人の内訳 (平成21年8月)

## すみずみ子育てサポート事業拡充の要因

育児疲れ解消や仕事のためなど、一時的に子育てへの手助けが必要となる場合、  
気軽に利用できる一時預かりニーズに対応

利用料補助(標準利用料:1時間350円)により、サービス利用に伴う経済的負担を軽減し、  
利用機会を拡大

NPO法人やシルバー人材センターなど地域における多様な担い手の参画により、  
身近な生活圏でのサービス基盤を整備



○保育所でのサービスとは別の仕組みとして、すべての子育て家庭を対象に、そのニーズに対応  
○地域の子育て支援機能の活用を図り、身近なところで利用しやすい、低額のサービスを提供

一時預かり事業の運営事例

項目	事例1	事例2	
実施場所	複合(空き)ビルの一室を活用(地方都市)	民間の施設(地方都市)・子育てひろばが一体的に実施	
運営形態	運営団体	(財)福井市シルバー人材センター	NPO法人子育てサポートセンターを委託(仮設)
	委託等	福井市の65歳未満子育てサポート事業の委託団体	敦賀市、美浜町から子育てサポート事業委託団体の1事業委託団体
	開所日数・時間	週6日・1日あたり9時間	週5日・1日あたり9時間
スタッフの状況	常勤(うち有資格有数)	専任職員1名	2名(うち2名)
	非常勤(名)	シルバー会員10名(うち3名) *名前は7割程度が、委託団体に依頼	9名(うち7名)
	無償ボランティア等(名)	0名	0名
	1日に平均的に配置されているスタッフ数	約5名(利用児童数によって異なる)	約4名(利用児童数によって異なる)
利用日時	火～日、9:30～18:30	月～金、8:30～17:30	
利用料金	1時間700円(登録料なし) *子育てひろば(サポート)事業登録者は1日8時間分まで1時間350円(第3子以降3歳未満児は無料) 昼食は別途	1時間700円(登録料なし) *子育てひろば(サポート)事業登録者は1日8時間分まで1時間350円(第3子以降3歳未満児は無料) 昼食希望の場合は別途350円	
利用対象児童	生後6ヶ月～9歳児(小学校3年生)まで	0歳児～9歳児(小学校3年生)まで	
1日の平均利用数	約14名 (120年度でみずみ年間総べり利用人数4,141人)	約28名 (120年度でみずみ年間総べり利用人数5,898人)	
運営費(20年度)	約1,583万円	約1,500万円	
内訳	人件費 (1人あたり平均月額)	68% (約1,040万円) (有資格者1,000円/時間、無資格者300円/時間)	73% (約1,122万円) (1人あたり月5185,000円程度)
	賃料	26% (約400万円)	10% (約156万円)
	光熱水費	1% (約13万円)	1% (約18万円)
	事務費等 (消耗品費、通信運賃費、生協費等)	5% (約80万円)	14% (約204万円)
収入(20年度)	約1,654万円	約1,500万円	
内訳	市町からの委託費等	73% (約1,214万円) (子育て、賃料)	50% (約750万円) (子育て)
	利用料	27% (約440万円)	40% (約600万円)
	寄付金	なし	なし
	他事業収入からの充当	なし	なし
収支差額	約121万円(シルバー人材センター事務費)	0円	
運営にあたっての課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>●利用児童数に応じてスタッフを配置しているため、シフトを組んでいるが、当日の預かり状況によってスタッフを呼び出しており、スタッフには自宅待機しておいてもらう必要がある。</li> <li>●一時預かりは保育に預けていない子どもたちなので、対応は高度である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●毎日預かる子ども達の数が時間により変わるので、スタッフの配置を相当するスタッフが必要となる。</li> <li>●今は、理解のある人たちで構成しているのが良いが正職が増えるに従って大変になる。</li> <li>●スタッフの研修が必要であるが、なかなかその時間が取れない。</li> </ul>	

12

## 子育てひろば「あい・ぽーと」資料

特定非営利活動法人あい・ぽーとステーション

資料1. 施設内一時保育利用案内

資料2. 施設内一時保育利用理由

資料3. 施設内一時保育利用時間の推移

資料4. 施設内一時保育利用者数の推移

資料5. 施設内一時保育を利用された感想

資料6. 施設外一時保育利用概要

資料7. 施設外一時保育 両会員数の推移及び活動実績  
(紹介・成立件数累計)

資料8. 子育て・家族支援者養成について

### 一時保育「あおば」利用案内

理由に拘わらず、お預かりいたします。  
お子さんと少しの時間離れてのリフレッシュを応援しています。

※ご利用頂くには「あい・ぽーと会員」の事前登録が必要です。

#### ◆一時保育利用時間

月～日曜および祝日 7:30～21:00

\* ご利用は1時間以上30分単位になります。

#### ◆対象

生後2ヶ月以上～小学校就学前のお子さん

#### ◆保育料金

月～土	9:00～18:00	一時間	800円
月～土	7:30～9:00	一時間	1,200円
月～土	18:00～21:00	一時間	1,200円
日曜・祝日	7:30～21:00	一時間	1,200円

\* 料金は、ご利用の際に前払いでお預かりいたします。

#### ◆利用予約について ※完全予約制

予約受付時間：月～土 9:00～17:00（日・祝日除く）  
電話：03-5786-3253（予約専用ダイヤル）※FAXは不可

- \* 会員登録後、電話か受付窓口にて予約をしてください。
- \* 予約は、**利用希望日の1ヶ月前**から可能です。
- \* **翌日の予約及び予約時間の延長は前日12:00まで**お受けします。
- \* 恐れ入りますが、**日曜は8日前、祝日は1週間前**に締め切らせていただきます。

#### ※キャンセル及び保育時間帯変更・短縮に関して（2009年3月1日のご予約から改定）

- ・利用当日から3日前の17時以降のキャンセル→保育料金の1割
- ・利用当日から2日前の17時以降のキャンセル→保育料金の5割
- ・利用当日のキャンセル→保育料金の全額
- 例）月曜日のキャンセル → 前週の木曜日17:00以降はキャンセル料が発生
  - ・18:00～21:00（3時間）の予約を15:00～18:00（3時間）へ時間変更 → 3日前の17:00以降のご連絡の場合、3時間分のキャンセル料が発生
  - ・18:00～21:00（3時間）の予約を18:00～20:00（2時間）へ時間短縮 → 3日前の17:00以降のご連絡の場合、1時間分のキャンセル料が発生
- \* 予約時間より早く迎えにいらした場合は、原則として返金致しません。
- \* 予約キャンセルが大変多く、利用希望の方が利用出来ない状況が発生しています。キャンセルされる場合は、できるだけ早くご連絡ください。

#### ◆お願いしたいこと

- ① ご予約された時間は、お守りください。やむを得ない事情でお預けが遅くなったり、保育時間を延長する場合は、ご予約の時間内に、必ずご連絡ください。この場合は、別途延長料金を頂きます。
- ② 原則として、**病児のお預かりや投薬はできません**。当日のお子さんの体調によっては、お預かりをお断りさせていただく場合がありますのでご了承ください。
- ③ インフルエンザなど法定伝染病に感染し、発熱などの症状がなくなった後も、回復期にある場合は、一時保育ご利用に際して**治療証明**（HPからダウンロード可）の提示が必要となります。予めご了承下さい。
- ④ 送り迎えは、必ず保護者が付き添い、スタッフにお子さんを引き継いでください。保護者以外の方がお迎えのときは、必ずその旨を事前にご連絡ください。変更のご連絡のない場合は、お子さんをお渡してきませんのでご了承ください。
- ⑤ 子どもが育つ過程では、子ども同士、色々なトラブルが起こりますが、子どもの成長、発達において大事な意味を持っている場合もあります。何らかのトラブルが起きた場合には、保育担当者から詳しく状況のご説明などをさせていただきますので、ご理解下さい。

#### ※事前登録について

- \* 利用当日までに来館して、「あい・ぽーと会員」の登録手続きをお済ませください。
- \* 登録受付時間：月～土9:00～17:00（日・祝日除く）
- \* 登録時に必要なもの：
  - ・年会費（お一人500円）
  - ・乳児医療証等（保護者とお子さんのお名前とご住所が確認できるもので、公的機関発行のもの、1つ）
- ※0歳児の場合：母子手帳も必要となります。

みなと子育てサポートハウス事業  
子育てひろば「あい・ぽーと」

〒107-0062  
東京都港区南青山2-25-1  
tel 03-5786-3250（代）  
【事業の問い合わせ】  
港区子ども支援部子ども課 子ども家庭支援センター  
tel 03-3432-8341



#### ◆利用当日の流れ

<いらしたとき>

- ① 会員カードを受付にご提出ください。
- ② 利用申込書にお子さんの本日の体温や様子などを記入してください。
- ③ 名札（シール）をお付けください。
- ④ 本日ご利用時間分の保育料をお支払いください。
- ⑤ ご記入された利用申込書をお持ちになり、保育室へいらしてください。（外遊びが可能な場合は、靴も保育室にお持ちください）
- ⑥ 持ち物を、お子さんの名前の付いた専用カゴに移し替えてください。
- ⑦ 保育士へ利用申込書を渡し、お子さんの様子を伝えてください。

#### ◆利用申込書（HPからダウンロード可）について

利用申込書は、保護者とスタッフの大切な架け橋です。お子さんの日常生活を尊重し、食事時間や睡眠時間などの生活リズムを大切にしたいと思っておりますので、ご記入をお願いします。時間に余裕をもっていらしてください。

<お迎えのとき>

- ① 受付にお寄りになり、会員カードをお受け取りください。

※その際、予約時間の確認をさせていただきます。受付の時計で、6分以上経過している場合は、延長料金をいただきますのでご了承ください。（30分単位）

- ② 保育室へいらしてください。
- ③ 保育士より、お子さんの様子をお伝えし、利用申込書をお返しいたします。持ち物や靴をご確認のうえ、お持ち帰りください。
- ④ ⑤ 名札のシールはお取りください。

#### ◆持ち物

ビニール袋（2～3枚：衣服用、ゴミ類用）  
食食用ぬれたおしぼり（ウェットティッシュ可）  
食食用エプロン・ハンドタオル・着替え・オムツ・おしりふき  
飲み物・弁当・おやつ・ミルク・哺乳瓶

- \* お子さんに合った必要なものをご持参ください。
- \* **持ち物には、すべてのものに記名をお願いします。**

#### ◆食事について

各自でご用意ください。短時間の預かりの場合でも、**飲み物（お茶など）、お着替え（オムツ）**は必ずお持ちください。



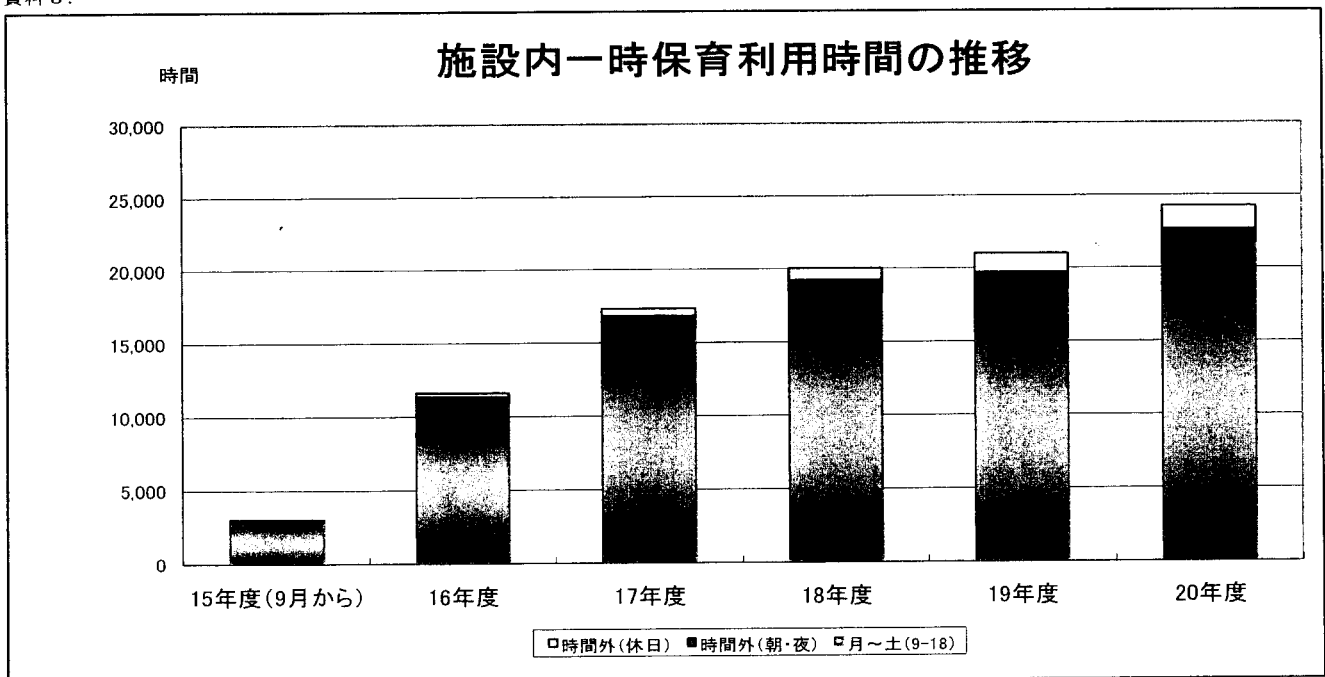
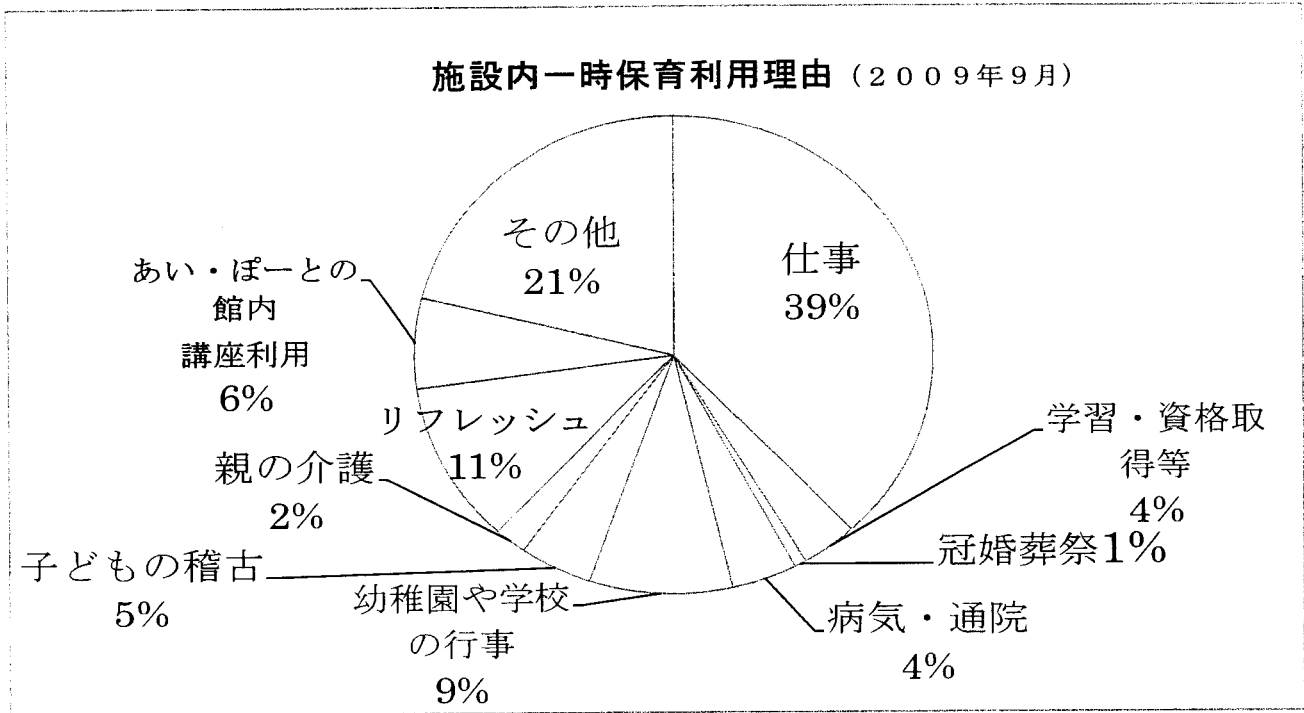
## 一時保育「あおば」 利用案内（2009年3月～）

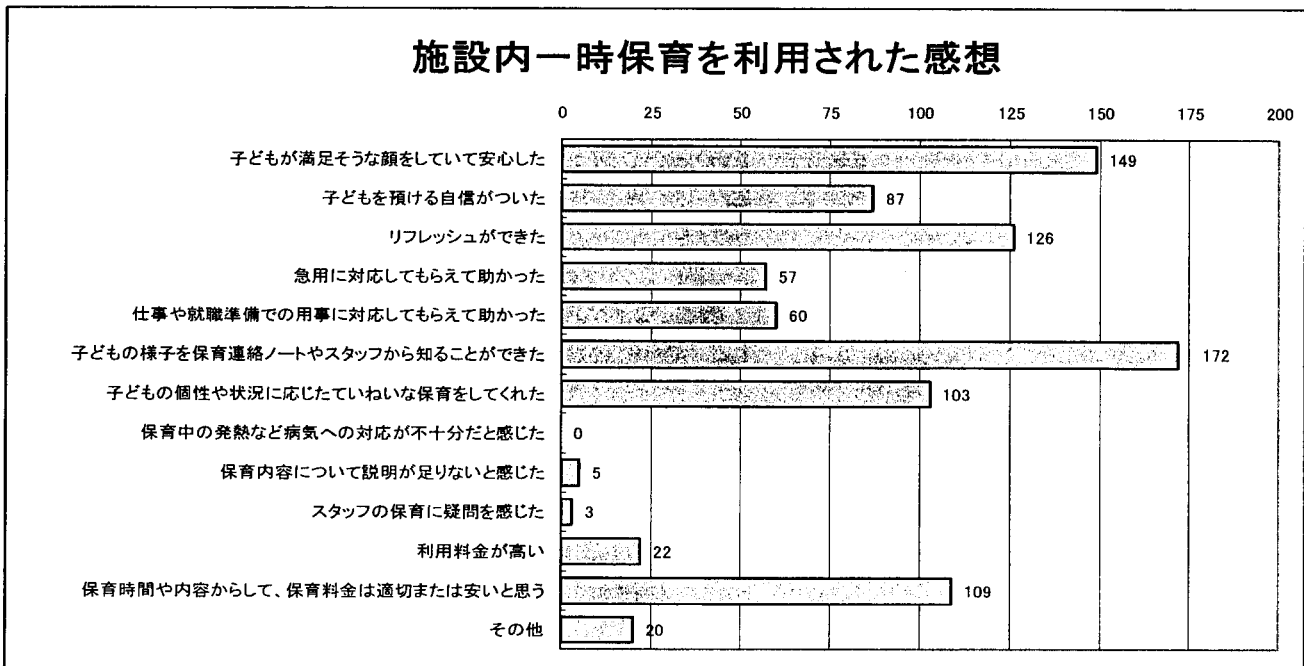
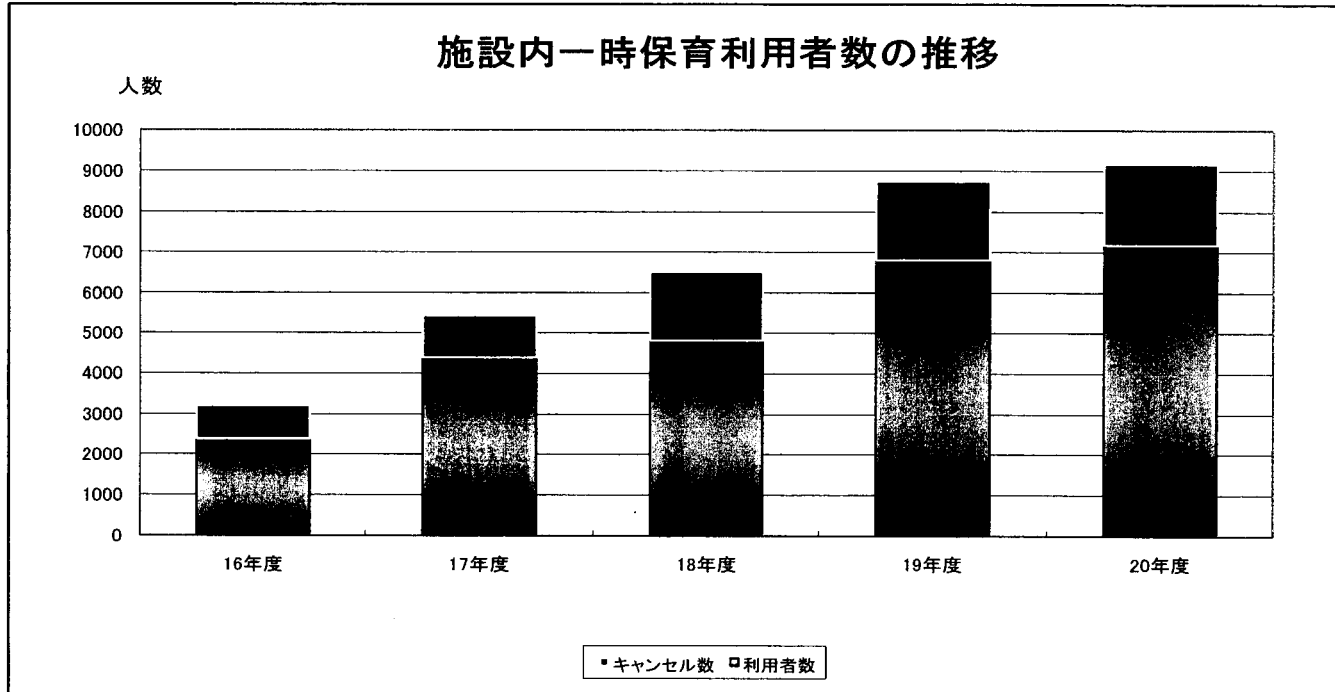
港区用



子育てひろば  
あい・ぽーと

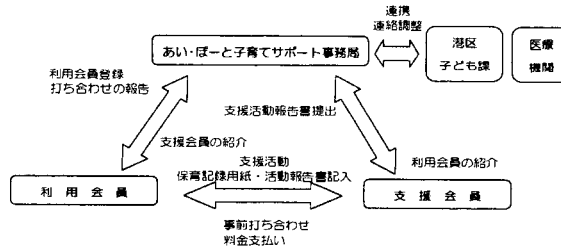






## 派遣型一時保育事業利用概要

2006年4月から港区の新規事業として、あい・ぽーとステーションが「派遣型一時保育」を実施することになりました。預ける理由を問わずに、宿泊や病後児の保育もお受けする、全国でも先駆的な子育て支援策として、利用される方々のニーズに寄り添った柔軟な保育を目指しています。



**利用の内容：**子どもの一時保育（宿泊を含む）  
病後児時保育（宿泊を含む）  
新生児保育  
育児支援（保育園、幼稚園の送迎や一時保育など）  
**対象年齢：**生後7日以降の乳幼児  
～小学校6年生の子ども  
（※21年4月から対象を拡大しました。）  
**支援会員：**子育て・家族支援者養成講座認定者

**利用料金：**

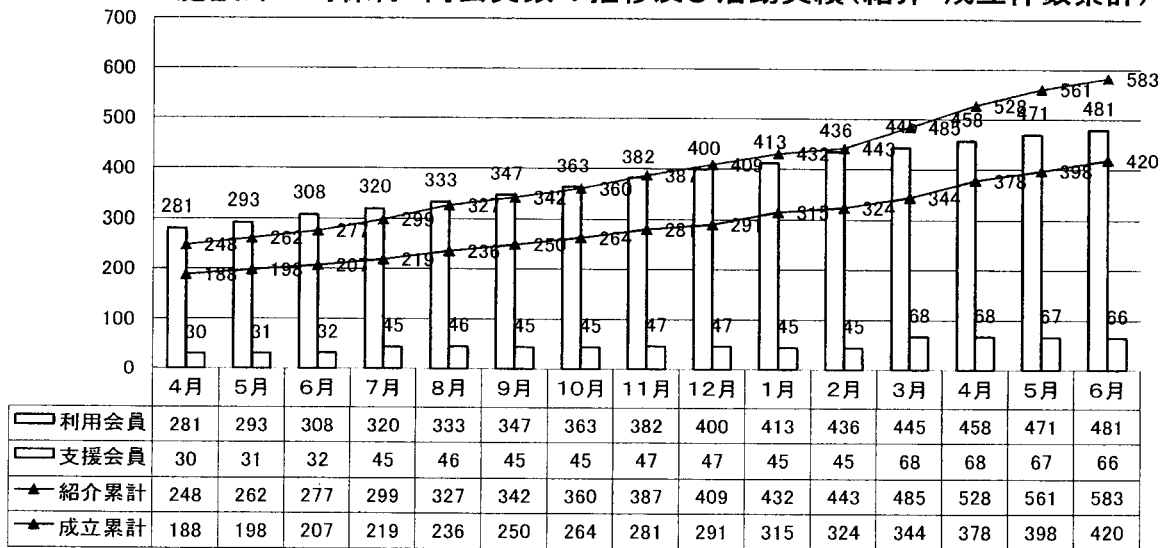
時間帯	一時保育	病後児・新生児保育
通常	900円/H	1,000円/H
早朝（7時～9時） 夜間（18時～21時） 日曜・祝日	1,100円/H	1,200円/H
21:00～24:00	1,600円/H	1,700円/H
宿泊 （21時～翌朝7時まで）	5,000円	10,000円

子育て・家族支援者とは...  
NPO法人あい・ぽーとステーションが、地域の子育て力の向上をめざして実施する「子育て・家族支援者養成講座」で、6.5時間の講義・2.7時間の実習を受講して、一定の知識と技能を有していることを「あい・ぽーとステーション」が認定した人材です。

\*24:00以降は、宿泊の有無に関わらず、宿泊料金となります。  
\*24:00以降の保育を予約される場合、21:00以降は宿泊料金となります。



(人) 施設外一時保育 両会員数の推移及び活動実績(紹介・成立件数累計)



# 地域の子育て力を高める

## 子育て・家族支援者の養成

恵泉女子園大学大学院教授  
NPO法人あい・ぼーとステーション代表理事

### 大日向雅美

#### 地域の子育て支援環境の時代を迎えて ～国も施策を大きく方向転換～

2007年12月、国は今後の少子化対策の基本となる「子どもと家族を応援する日本再興戦略」をとりまじめ、「働き方の改革」と「家庭における子育てを包括的に支援する仕組み（社会的実益の構築）」を主要な対策として位置づけられた。換言すれば、子育てや家庭生活を犠牲にすることなく働き続けられる環境を確保し、同時に親が多様な働き方を選択できる柔軟なサポート体制の下、安心して子どもを預けることのできる保育や地域の子育て支援の充実を目指したものである。

この再興戦略は、少子化対策・子育て支援に必要な施策の集大成ともいえるべき「子ども・子育て応援プラン」(2011年)の内部を盛り込み、その中から今後の日本社会に最も重要かつ急務と考えられる施策に文字通り重点的に焦点を絞ったものである。1990年の1・57ショック以来、十数年に亘ってさまざまな試行錯誤を繰り返してきた日本の少子化対策が、ようやく根本的対策のツボを押しさえることができたと言えよう。この施策の実現に要する費用は単なるコストではなく未来への投資であると、踏み込んだ見解を示して効果的な財政投入の必要性に配慮しており、重点戦略にかける政府の

姿勢に期待が持てる内容になっている。重点戦略の中で特に地方自治体との関係で注目したいのは、家庭における子育てを支える保育や地域の子育て支援の充実である。地域の子育て支援の重要性がこれほど注目を集めた時代はなかったと言っても過言ではない。子育て支援は支援を受ける側も支える側も「ビト」であり、重点戦略を推進していくに際しては、当然のことながら、人の養成に注目を必要とする。

日本の子育て支援策が「ハコモノ」から「ビト」の育成へと転換の方向を大きく転換させた時代を迎えたことは感概深いことであるが、地域で活動する人材の養成は十分な差遣に乏しく、朝夕には進まない難しい課題を抱えていることが最大の課題といえよう。

本稿では「子育て・家族支援者」養成に注目を集めて取り組んできたNPO法人あい・ぼーとステーションの実践を紹介し、この領域に果たす自治体の課題について考えることとする。

#### あい・ぼーとの子育て 家族・支援者養成

【講座の概要と実績】  
「子育て・家族支援者」は、NPO

法人あい・ぼーとステーションが主催する講座を受講し、資格を認定されて、地域の子育て支援に就事する人材を意味する。受講対象は、子育て経験の有無にかかわらず子育て支援に関心をもつ地域で活動ができる20歳以上の男女である。特に「子育て」が一段落した女性や退職後の地域活動を目指す男女の社会参加を視野におき、若くは男女共同参画で地域の育児力の向上を図ることを目指している。

「子育て・家族支援者」の認定は、現在のところ、3級「子育てひろば」等で親子にかかわり、遊びを支援し、時保育活動を行う。2級「自宅や希望施設等」で時保育を行う。新卒や帰国後、緊急時のお泊り預かりを含む。派遣型、時保育からなる「級」・地域の施設を借用して、グループで行う。時保育活動のリーダーとなる人材養成は「準中」。

講師開始は、2年余の準備期間を経て、港区で2005年に3級第1期、2006年に2級第1期を開講した。現在3級は第1期、2級は第1期まで実施(3級認定者203名、2級認定者49名)。2006年から浦安市・千代田区でも同様の講座を開始し、いす

れも地域の実情に即した活動を展開している。特に浦安市では、2級講座から「子育てケアマネージャー」名が誕生し、地域の子育て支援機関と親とをつなぐ相談機能を発揮している。

【本講座の特徴】

- ・高い水準の講座

本講座は講義と実習を合わせて30コマ(1コマ90分)、講座期間は毎週1月、3か月間に及ぶ。講師は本法人理事をはじめとして、乳幼児教育保育の第一線の研究者・実践者が務め、質素共に高い水準を目指している。「講師陣」：沙見裕幸(百梅学園大学学長・教育学部) 森上史朗(子どもと保育総合研究所代表・幼児教育) 遠山洋一(ハオバブ保育園ちいさな家園長・乳幼児保育) 藤原洋一(お茶の水女子大学教授・小児医学) 小西行郎(東京女子医科大学教授・脳科学) 岡健一(大妻女子大学准教授・保育学) 新澤誠治(あい・ぼーとステーション代表理事・保育カウンセラー) 大日向雅美(発達心理学) ほかに、

主な講座内容は「乳幼児保育教育の新たな知識や技術を学び、2親のニーズの背後にある個別の事情を理解する力と共に、3親の悩みを聴き、助言す

るカウンセリングマインド、できる支援とできない支援を自覚し、できない支援は他の人や専門機関に託す分別と地域の支援者との連携力の習得等を重視した構成となっている。

- ・バックアップ体制の充実

本講座の本気のねらいは認定後にあると考えられている。活動で得た成果や問題点を共有し、時には実際に活動して不足していた知識や技術に気付くという声も少なくない。こうした要請に応えるため、毎月バックアップ講座を開催し、支援力の維持向上に努めている。さらに、認定者には、できる限り有償の活動機会を提供することも、本講座の大切な役割として取り組んでいる。

#### 地域の人材養成の必要性と課題

【人材養成を必要とする背景】

本企画は、私が1970年代当初から育児不安やストレスに悩む母親の事情について繰り返し調査を行い、母親の孤独の深刻さとその対策の必要性を痛感して、具体的構想を温めてきたものである。

子育ての責務の大半を担いながら心身ともに大きな負担を強いられている母親が子育てにゆとりを取り戻すため

にも、必要に応じて、時的に子育てを代わってくれる人が必要である。一方、子育てが一段落しても再就職等は難しく、社会からの疎外感と経済力のない不安に苦しむ中期の女性が少なくない。育児中に支援を求める母親や育児が一段落した後の社会参加を求める女性の双方が、生きがいをもって地域で暮らすことができるよう、社会のシステムとして「支え」支えられてお互いの関係を地域に築くことが求められている。

本法人が港区との協働で運営する子育てひろば「あい・ぼーと」(港区南青山)では「理由を問わず預かる「時保育」を他所に先駆けて2003年の開設当初から実施している。

「子育て・家族支援者」の方々が「保育士スタッフと共に」に「時保育者」となると、地域の子育て家族のニーズに添えるべく、精力的な活動を行っている。また、2級認定者は相手の家庭等、希望される場所に向いて支援する派遣型「時保育者」としての活動を行っているが、核家族が「一般」となっている今日では、実家の親のようにきめ細やかに支援してもらえると歓迎されている。しかし、当初は本講座の意義に対し

て疑問の声も少なくなかった。「地域の子育て支援」にこまごま本格的な講座が必要なのか。」と語る声は、今も本講座を紹介する度に各方面から聞かれる。「受講者は主婦であらうから、3、4回で済む簡単なものでなくては希望者は集まらないのではないか」とか「子育て支援や保育は、女性であれば、特に自身に子育ての経験があれば、だれでもできるのではないか」という声も寄せられる。

だが、地域で住民が行う子育て支援は、保育士や保健師等の専門職が行う支援とはまた異なる難しさに対応する力が求められる。人々の価値観や生活様式は多様であり、年配者と若い親との間には世代の差があり、生きた時代の影響も小さくない。社会状況の変化に伴って、昔の子育ての常識が通用しない場合もあり、良かれと思ってかけた声も親を追い詰めてしまっていることもある。「支援をしてあげる」のではなく、地域に暮らす者どうしが「支え」支えられてお互い「級」の関係を醸成するためには、地域に根ざした支援の専門性を育むことが鍵となる。

また、子育てや仕事の経験を活かして地域で活動したいと願う人々の動機



乳幼児一時預かり事業の状況

2009/9/28

法人	特定非営利活動法人ワークーズコレクティブパレット	特定非営利活動法人ワークーズコレクティブめぐるここ	社会福祉法人地域サポート虹	特定非営利活動法人さくらんぼ
施設名	子どもミニデイサービス まーぶる	子育て子育て支援センターほっほ	OYAKO CLUBチューリップ保育園	ベストキッズ保育園「ぼおぼぶ」
アクセス	駅徒歩5分	駅徒歩3分	駅徒歩10分	駅徒歩4分
建物の状況	鉄筋コンクリート造3階建の1階	鉄筋コンクリート造6階建の1階	鉄筋コンクリート造2階建の2階	鉄骨造2階建の1階
事業専用スペース面積 (保育室以外を含む)	82.5㎡	69.0㎡	63.5㎡	40.6㎡
事業開始 年月	H20.4.21 (パイロット事業含む)	H21.9.24	H21.9.28	H21.9.24
定員	15人	15人	12人	15人
開設日	月～金	月～金	月～金	月～金
補助対象時間	9:00～15:00	9:00～15:00	9:00～15:00	10:00～16:00
施設の開設時間	7:30～19:00	7:30～20:00	9:00～17:00	8:00～20:00
月種預かりコースの設定	週2日、週3日コースあり	週2日、週3日コースあり	広相願	週2日、週3日コースあり
料金	500円 月種は別途料金設定	500円 月種は別途料金設定	500円 月種は別途料金設定	500円 月種は別途料金設定
時間外料金 (自主事業)	800円～1,000円	700円～1,000円	500円～1,200円	500円～1,000円
預かり対象児童	生後57日～未就学児(市内居住者)			
利用登録	事前に電話連絡、来所見学のうえ登録(原則13:00～14:30)	事前に電話連絡、来所見学のうえ登録	事前に電話連絡、来所見学のうえ登録	事前に電話連絡、来所見学のうえ登録(原則13:00～18:00)
利用申込	原則利用2日前まで電話、FAX、メールによる	原則前日正午まで電話又は来所による	原則利用2日前まで電話、来所による	原則利用前日まで電話、FAX、メールによる
キャンセル	原則請求しない	前日正午以降キャンセル料を請求	当日キャンセルは利用料の半額を請求	原則請求しない
食事、おやつ等	食事…持参か給食(370円) おやつ代は徴収しない	食事…持参か給食(400円) おやつ(150円)	食事…持参 おやつ…持参	食事…持参か給食(400円) おやつ(100円)

26

## 石川県のマイ保育園登録制度について

- 石川県においては、地域や家庭の子育て力の低下による、育児負担感、不安感の高まりを受け、平成17年10月より保育所を子育て支援拠点と位置づけ、「マイ保育園登録制度」を実施。
- 在宅保育の母親と妊婦が保育所見学や育児体験、保育士への育児相談を通じて、育児不安の解消を図るとともに、一時保育の利用などを通じて育児負担の軽減を図り、妊娠期からおおむね3歳未満のすべての子育て家庭の育児支援を行う。

### 【事業の概要】

- 対象者  
妊娠期から在宅で保育を行っているおおむね3歳未満の親子
- 実施施設  
保育所、事業実施を希望する幼稚園、地域子育て支援拠点で市町が適当と認めた施設
- 事業の内容
  - ・ 母子健康手帳交付時に「マイ保育園登録申請書」を交付。母親は、登録を希望する保育所に登録。
  - ・ マイ保育園における育児体験、育児教室、育児相談
  - ・ 一時保育サービス等  
(登録者から出生届が出されたときには、一時保育利用券(半日3回無料券)が交付)

### 【実施状況】

平成20年度末 金沢市を除く18市町 270保育園において実施  
登録者 5,348人

27

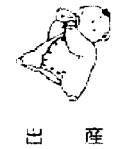
妊娠中の方、子育て中のお父さん、お母さん

# マイ保育園に登録しませんか

～ 保育園などが子育てを応援します～



妊娠（出産前）



出産



3歳未満程度まで



出産前の  
育児不安の軽減

子育て支援コーディネーターがお手伝いします

「マイ保育園」  
に登録  
（登録はいつでも可能）

身近に  
相談相手がいる  
安心感

- 乳幼児の生活を見学
- 育児体験  
(おむつ替え・授乳・  
沐浴・手遊びなど)

- 保育士による育児相談
- 子育て支援プランの  
作成

登録すると  
一時保育  
(半日3回まで)  
が無料になります

リフレッシュで  
育児に専念

- 一時保育の継続利用
- 保育園行事への参加

- 看護師・保健師  
による健康相談

子育て支援の  
拠点です！

お問い合わせは「石川県子育て支援課」TEL(076)225-1421又は お住まいの市町保育所担当課まで

## 登録はお済みですか？

# マイ保育園登録制度



登録無料

### 登録事業のご案内

#### 育児相談・育児見学(無料)

「オムツ替え」や「授乳」「関わり方」など、  
育児見学や育児相談を無料で受けること  
ができます。

#### 一時保育サービス(3回まで無料)

リフレッシュしたい時や用事がある時な  
ど、一時保育サービス(平日の午前、半  
日利用)が満3歳まで、3回無料で受け  
られます。

#### だれが登録できるの？

平成18年7月1日以降に母子健康手帳を交付された方、または出産された方が対象となります。

#### 登録の方法は？

「加賀市マイ保育園登録申請書」に必要事項を記入の上、希望する保育園に提出するだけです。  
その場で登録され【子育て応援カード】が発行されます。

子育てに迷ったら、悩んだら、困ったら、

「マイ保育園」に来てください。

「かかりつけの病院」があると安心するように、  
あなたの登録園が「かかりつけの保育園」として子育てを応援します。

《問い合わせ先》 加賀市子ども課保育係 TEL72-7855  
FAX72-7797

E-mail:hoiku@city.kaga.lg.jp

詳しくは裏面をご覧ください。

## マイ保育園登録事業をご存知ですか。

### マイ保育園登録事業って？・・・

平成18年7月1日から、マイ保育園登録事業の登録を開始します。

妊婦さんや母親等が、身近な保育園に登録することで、出産前から子どもが3歳になるまでの特に不安の多いこの時期に、保育士等から継続的に支援（育児見学や育児相談、一時保育サービス）を受けることができます。

### たとえば・・・こんないいことがあります。

- ・ 出産前に育児見学を体験することで、育児に関する不安の軽減につながります。
- ・ 育児に疲れた時などは、3歳の誕生日前日までの間、一時保育サービス（平日の午前、半日）が3回まで無料で利用できます。
- ・ 身近に育児相談の相手がいる安心感が生まれます。

### どんな人が登録できるの？・・・

出産を控えた方（母子健康手帳の交付を受けた方）や平成18年7月1日以降に生まれたお子さんを家庭で保育している方などです。

### 登録はこうすればできます。

母子健康手帳を交付するときに、マイ保育園登録申請書をお渡しします。これを希望する保育園に提出すると登録されます。また、既に母子健康手帳の交付を受けて、まだ、出産されていない方も対象となりますので、希望する保育園で登録申請書を受け取り、記入のうえ保育園に提出して下さい。

希望する保育園に「登録申請書」を提出すると、【子育て応援カード】をお渡しします。これで、登録完了です！。登録保育園で、育児見学や育児相談などのサービスが受けられます。

お子さんが、誕生した後も育児相談や一時保育などのサービスが受けられます。

### 一時保育サービスについて

- ・ 平日の午前半日、3回、無料で利用できます。
- ・ 利用できる可能な年齢（月齢）は、各保育園の受け入れ年齢によります。事前に園にご確認下さい。
- ・ 希望する日の2日前までに保育園に連絡して下さい。
- ・ マイ保育園一時保育サービスは、3歳に達した場合、及び、保育園に入園した場合、入園中は無効となります。
- ・ このサービスは、お子さん本人のみ、利用できます。他人に譲渡できません。



# ファミリー・サポート・センター事業

## (1) 概要

### ① サービス・給付内容

児童の預かり等の援助を受けることを希望する者(利用会員)と、援助を行うことを希望する者(提供会員)との相互援助活動に関する連絡・調整を実施するもの。(相互援助活動の例:子どもの預かり、送迎など)

### ② 実施状況

《実施箇所数》 579箇所 (H20年度内示ベース)

《利用者数》 利用会員数256,787人/提供会員数88,107人/両会員33,945人 (平成19年度末現在)

## (2) サービス提供・給付責任

サービス提供・給付の義務付けはない。(※市町村の判断(児童福祉法に事業の着実な実施に向けた努力義務有り))

## (3) 基盤整備

### ① 基盤整備に関する枠組み

市町村が次世代育成支援法に基づく地域行動計画において、計画期間(5年間)の取組を記載

### ② 施設整備補助

特になし

## (4) 事業開始規制等

特になし。(※(7)による補助を受けるためには、市町村より事業の委託を受けることが必要。主体制限はなし)

30

## (5) サービス利用の仕組み

### ① サービスの必要性の判断

すべての子育て家庭を対象とした事業。

### ② サービス利用の流れ

利用又は提供を希望する者が、ファミリー・サポート・センターに対し登録を行い、随時、連絡調整を受けるもの。(サービス提供自体は、利用会員と提供会員の間の請負又は準委任契約として行われる。)

### ③ 利用料

援助活動に対する報酬は、原則として会員相互間で決定。報酬の目安についてはファミリー・サポート・センターが会則等で定めることが可能。

## (6) サービスの質の確保に関する仕組み

### ○ 人員配置

アドバイザー(調整等の事務担当者)を1名以上を配置。(資格等は特に不要)

## (7) 費用負担

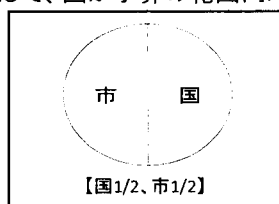
### ① 各市町村に対する補助

次世代育成支援対策交付金(いわゆる「ソフト交付金」として、国が予算の範囲内において、各市町村に対し、他の事業分と併せて包括的に国庫補助相当額を交付。

### ② 費用負担

左記の割合で公費負担。

(※予算に応じて負担するいわゆる「裁量的経費」)



### ③ 費用額

公費負担総額:次世代育成支援対策交付金(約776億円(H21予算ベース))の内数

31



# ファミリー・サポート・センター事業の概要

ファミリー・サポート・センター事業は、乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行うものである。

平成17年度から、地域の特性や創意工夫を活かした、次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画の着実な推進を図るため、次世代育成支援対策交付金(ソフト交付金)が創設されたところであり、ファミリー・サポート・センター事業は、同交付金の対象事業とされている。

平成21年度から、病児・病後児の預かり、早朝・夜間等の緊急時の預かりなどのモデル事業(病児・緊急対応強化モデル事業)を行っているところ。

## ○相互援助活動の例

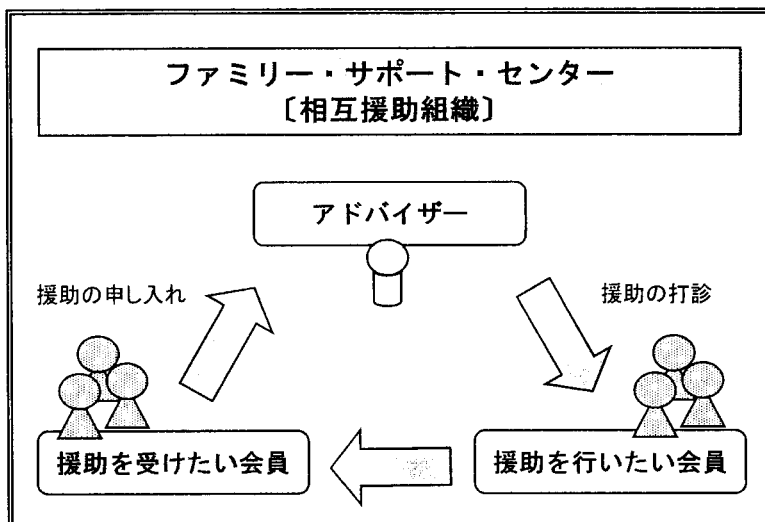
- ・保育施設までの送迎を行う。
- ・保育施設の開始前や終了後又は学校の放課後、子どもを預かる。
- ・保護者の病気や急用等の場合に子どもを預かる。
- ・冠婚葬祭や他の子どもの学校行事の際、子どもを預かる。
- ・買い物等外出の際、子どもを預かる。
- ・病児・病後児の預かり、早朝・夜間等の緊急預かり対応(平成21年度から)

## ○実施市区町村(平成20年度)

- ・570市区町村

## ○会員数 ※平成19年度末現在( )は平成18年度末現在

- ・援助を受けたい会員 256,787人(223,638人)
- ・援助を行いたい会員 88,107人(83,836人)
- ・両方会員 33,945人(29,948人)



32

## 児童館事業

### (1) 概要

#### ① サービス・給付内容

児童に対する遊びを通じた集団的・個別的指導、放課後児童の育成・指導、母親クラブ等の地域組織活動の育成、年長児童の育成・指導、子育て家庭への相談等

#### ② 実施状況

《実施箇所数》4,700か所(公営3,051か所、民営1,649か所)(平成19年10月現在)

### (2) サービス提供・給付責任

サービス提供・給付の義務付けはない。

### (3) 基盤整備

#### ① 基盤整備に関する枠組み

特になし

#### ② 施設整備補助

児童厚生施設等整備費(児童育成事業)による施設整備補助有り

《国庫補助対象》市町村・社会福祉法人・公益社団法人・公益財団法人・特例社団法人・特例財団法人  
(※株式会社、NPO法人は対象外)

《国庫補助単価》創設の場合:小型児童館3,846万円、児童センター5,452万円(H21年度予算ベース)

《費用負担割合》事業主1/3、都道府県1/3、市町村1/3

### (4) 事業開始規制等

都道府県知事に対する届出。

(7)による補助を受けるためには、市町村より事業の委託等を受けることが必要。

33

## (5) サービス利用の仕組み

### ①サービスの必要性の判断・②サービス利用の流れ・③利用料

すべての子どもを対象とした事業であり、サービス利用に際しての申込み手続・利用料は原則としてなし

## (6) サービスの質の確保に関する仕組み

### ○ 人員配置

児童の遊びを指導する者(児童厚生員)を配置

### ○ 施設設備

集会室、遊戯室、図書室及び事務室の設置

(※必要に応じ、相談室、創作活動室、静養室及び放課後児童クラブ室等を設置)

## (7) 費用負担

### ① 運営主体に対する支払い

《民営児童館》 国庫補助単価: 小型児童館180万円、児童センター296万円(H21年度予算ベース)

※児童育成事業(児童手当法に基づく事業主拠出金による事業)

※一定の事業を実施する民営児童館に対する補助(H20年度交付決定1,178か所)

《公営児童館》 平成9年度に一般財源化

### ② 費用負担

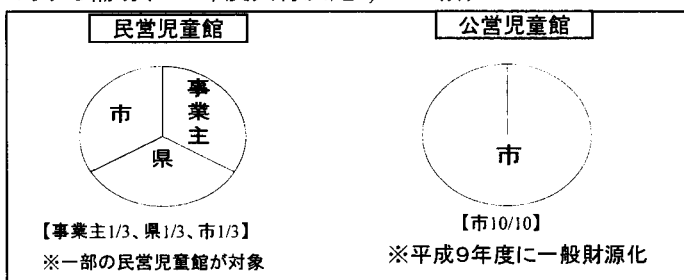
右記の割合で公費負担。

(※予算の範囲内で補助する経費)

### ③ 費用額

《公費負担総額》 民営分 約30億円

(H21年度予算ベース)



34

# 児童館の概要

## 1. 事業の目的、内容

○児童福祉法第40条に規定する児童厚生施設の一つで、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすることを目的とする児童福祉施設

○遊びを通じての集団的・個別的指導、健康の増進、放課後児童の育成・指導、母親クラブ等の地域組織活動の育成・助長、年長児童の育成・指導、子育て家庭への相談等

## 2. 設置状況

○4,700か所(公営:3,051か所 民営:1,649か所)

<平成19年10月1日現在>

## 3. 設置及び運営主体

○都道府県、指定都市、市区町村、社会福祉法人等

## 4. 児童館の設備と職員

○設備: 集会室、遊戯室、図書室及び便所の設置

○職員: 児童の遊びを指導する者の配置

## 5. 公的助成

### ○施設整備費

・21年度予算 846百万円

・補助基準額 小型児童館 31,727千円(217.6㎡)

児童センター 47,796千円(336.6㎡)

### ○事業費(民営のみ)

・21年度予算 1,295百万円

・補助基準額 小型児童館 1,796千円

児童センター 2,963千円

地域子育て支援拠点事業(児童館型)

1,687千円

※施設整備費は、国、都道府県、市区町村又は設置者が1/3ずつ負担

事業費は、国、都道府県、市区町村が1/3ずつ負担

(指定都市・中核市は2/3を負担)

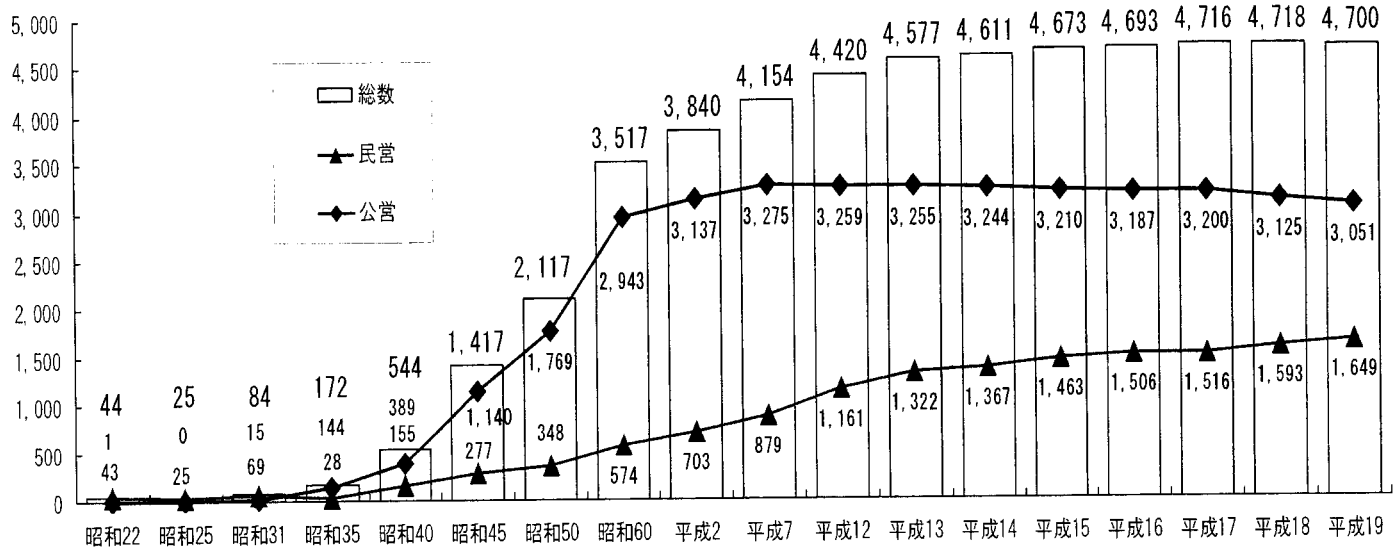
○運営費(人件費)は地方交付税措置(昭和61年度～)

35

# 児童館数(公営・民営別)の推移

- 児童館は、昭和40年代から50年代にかけて、高度経済成長がもたらした子どもの事故の多発やいわゆる「かぎっ子」の増加等により急激に増加したが、その後上昇カーブは緩やかになり、ここ数年はほぼ横ばいで推移している。
- 公営・民営別では、公営が平成7年をピークに減少に転じているものの、民営は最近でも徐々に増えている傾向にある。

(注)児童館には、小型児童館、児童センター、大型児童館及びその他児童館を含む。



(各年10月1日現在の数値)

## 児童館における活動について

### ○ 児童館における主な活動

活動項目	具体的な内容
季節行事 (90%)	正月行事(凧あげ、カルタ)、節分、ひな祭り、こどもの日の行事、父母の日の行事、七夕、花火大会、町のお祭り、運動会、クリスマス会等
体力増進・スポーツ (75%)	卓球、サッカー、ドッジボール、体操、バドミントン、一輪車、なわとび、たけうま等
屋外・自然体験活動 (66%)	キャンプ、ハイキング、サイクリング、釣り、オリエンテーリング、アスレチック等
交流活動 (65%)	老人ホーム等施設訪問、高齢者などから芸能等の習い事、交流会(高齢者・障害者・外国人)等
鑑賞会 (62%)	合唱・音楽演奏、映画・ビデオ上映、演劇、新聞・回覧版等
講習会・発表会 (57%)	誕生日会、進級・卒業を祝う会、育児・栄養講座、手話講座、育児相談、活動記録展等

出典：平成13年地域児童福祉事業等調査(( )内は調査児童館4,577館に対する割合)

### ○ 時間別の主な活動

午前	10時頃～	乳幼児親子のための広場、遊び等の親子教室、子育て講座 など
午後	14時頃～18時頃	小学生の自由活動(スポーツ、ゲーム、工作など) 放課後児童クラブ
	16時頃～18時頃	中学生・高校生の自由活動(スポーツ、バンドなどのサークル活動など)

## 児童館の種類

児童館は、その規模及び機能から、おおむね次のような型に分けることができる。

### ①小型児童館 2, 836か所

小地域を対象として、児童に健全な遊びを与え、その健康を増進し、情操を豊かにするとともに、母親クラブ、子ども会等の地域組織活動の育成助長を図る等、児童の健全育成に関する総合的な機能を有するもの。

### ②児童センター 1, 738か所

小型児童館の機能に加えて、運動、遊びを通して体力増進を図ることを目的とした指導機能を有するもの。

### ③大型児童館 23か所

#### ・A型児童館 18か所

児童センターの機能に加えて、都道府県内の小型児童館、児童センター及びその他の児童館の指導及び連絡調整等の役割を果たす中核的機能を有するもの。

#### ・B型児童館 4か所

豊かな自然環境に恵まれた一定の地域内に設置し、児童が宿泊しながら、自然を活かした遊びを通して協調性、創造性、忍耐力等を高めることを目的とし、小型児童館の機能に加えて、自然の中で児童を宿泊させ、野外活動が行える機能を有するもの。

#### ・C型児童館 1か所

広域を対象として児童に健全な遊びを与え、児童の健康を増進し、又は情操を豊かにする等の機能に加えて芸術、体育、科学等の総合的な活動ができるように、劇場、ギャラリー、屋内プール、コンピュータプレイルーム、歴史・科学資料展示室、宿泊研修室、児童遊園等が適宜附設され、多様な児童のニーズに総合的に対応できる体制にあるもの。

### ④その他の児童館 103か所

小型児童館に準ずる児童館

\* 数値は厚生労働省「社会福祉施設等調査報告」（平成19年10月1日現在）

## 児童厚生施設の種別

区分	小型児童館	児童センター		大型児童館	
		児童センター	大型児童センター	A型児童館	B型児童館
概要	児童厚生施設は、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は、情操をゆたかにすることを目的とする施設とする。(児童福祉法第40条) また、放課後児童の育成、指導等地域における児童健全育成活動の重要な拠点となっている。				
設置主体	市町村、社会福祉法人、特例民法法人、 その他の者(NPO法人・民間会社など)		都道府県		都道府県、市町村、社会福祉法人、特例民法法人、その他の者(NPO法人・民間会社など)
運営主体	市町村、社会福祉法人、特例民法法人、 その他の者(NPO法人・民間会社など)		都道府県、社会福祉法人、特例民法法人、その他の者(NPO法人・民間会社など)		都道府県、市町村、社会福祉法人、特例民法法人、その他の者(NPO法人・民間会社など)
職員	児童厚生員2人以上	児童厚生員2人以上 必要に応じ [体力増進指導者] [年長児童指導者]	児童厚生員2人以上 必要に応じ [体力増進指導者] [年長児童指導者]	児童厚生員2人以上 必要に応じ [体力増進指導者] [年長児童指導者]	
建物面積	217.6㎡以上 (都市部特例児童館: 163.2㎡) 集会室、遊戯室、図書室及び事務執行に必要な設備の他、必要に応じ、相談室、創作活動室	336.6㎡以上 + 児童の体力増進に資するために必要な運動遊び用器材、年長児童用設備(パソコンコーナー等) 等	500㎡以上 + 年長児童の文化活動等に必要の広さ	2,000㎡以上 + 必要に応じ、研修室・展示室・多目的ホール・移動型児童館用車両 等	1,500㎡以上 + 小型児童館設備 宿泊室・食堂・厨房・脱衣・浴室、キャンプ等の野外活動ができる設備 等
機能	(共通) ① 健全な遊びを通して、児童の集団及び個別指導の実施並びに年長児童の自主的な活動に対する支援 ② 母親クラブ、子ども会等の地域組織活動の育成・助長 ③ 子育てに不安や悩みを抱える母親への相談援助等の子育て家庭に対する支援 ④ その他地域における児童健全育成に必要な活動 ⑤ 体力増進活動 ⑥ 年長児童の育成				
				⑤+⑥ ⑦ 都道府県内の児童厚生施設の ・相互の情報交換の促進 ・指導並びに児童厚生員及びボランティアの育成 ・プレイ、造形等に関する指導技術の開発、普及 ⑧ 歴史、産業、文化等に関する資料・模型の展示等 ⑨ 都道府県内の児童厚生施設に貸し出しできる映画フィルムビデオソフト、紙芝居等資料の保有等	⑩ 宿泊しながら野外活動が行える機能

◆ 児童館に求められる役割・機能～原点に立ち返りながら、新たなニーズへの対応も

児童館は、0～18歳の子どもの地域における育ちを支える場であり、子どもの成長に応じて「遊び」を通じた健全育成のための事業を展開することが求められます。また、子どもと保護者が地域で安心して暮らせるように、親子の交流拠点や居場所として機能するとともに、不安や生活上の困難などに対応して必要な援助に結びつける福祉的な援助機能も非常に重要です。

また、児童館の運営について公共性を確保し、地域の子どもの健全育成という観点から地域の実情を正しく反映した事業展開を図っていくために、運営委員会の活動を活性化していくことも非常に重要です。

アンケート調査結果から児童館に求められる役割・機能について自治体及び児童館の意見をみると、次のようなテーマへの取り組みが今後の課題となっていることがわかります。

〔現在取り組んでいるが、さらに取り組みが必要なテーマ〕

- ・ 乳幼児と親子の交流支援
- ・ 子どもの遊び環境や体験の機会の提供
- ・ 小学生の放課後の居場所機能
- ・ 異年齢の子ども同士の交流
- ・ 子ども・子育てに関する情報の収集と提供
- ・ 地域住民や地域組織との交流・連携

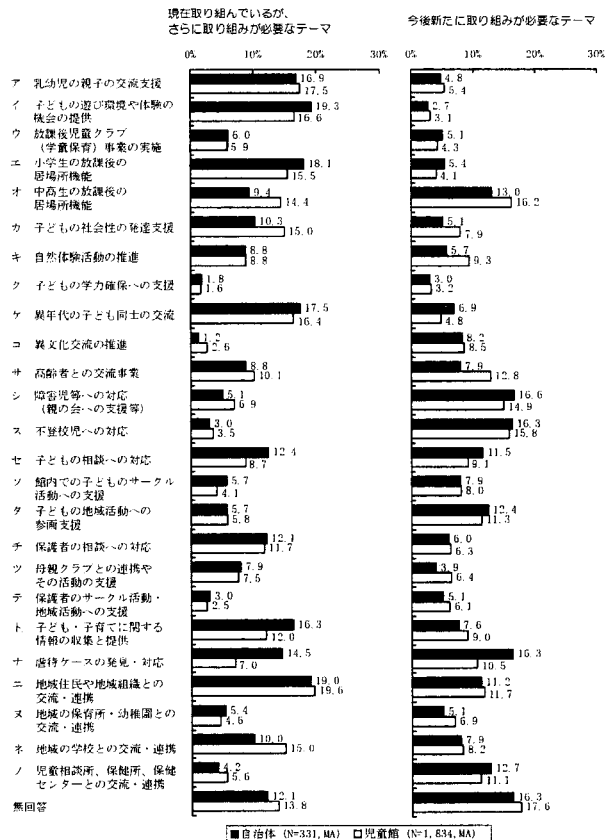
〔今後新たに取り組みが必要なテーマ〕

- ・ 中学生の放課後の居場所機能
- ・ 障害児等への対応（親の会への支援等）
- ・ 不登校児への対応
- ・ 子どもの地域活動への参画支援
- ・ 虐待ケースの発見・対応
- ・ 地域住民や地域組織との交流・連携
- ・ 児童相談所、保健所、保健センターとの交流・連携

以上をみると、児童館については「子どもの遊び場・居場所機能」、「遊びを通じての人間形成」、「放課後児童の育成・指導」などの基本機能について一層の取り組みが必要と考えられているほか、中学生や障害児、不登校児への対応や地域連携といったテーマについての取り組みの幅を広げることが新たに必要とされているといえます。

児童館には、その原点に立ち返りながら、新たなニーズへの対応も視野に入れて、地域の子どもの健全育成と子育て支援の拠点として機能をさらに充実させていくことが求められているといえます。

児童館が担うべき役割・機能〔自治体・児童館調査〕



地域子育て支援拠点事業

(1) 概要

① サービス・給付内容

地域において、子育て親子の交流の促進、子育て等に関する相談・援助等を行うもの。  
 (ひろば型;週3日以上・1日5時間以上、センター型;週5日以上・1日5時間以上、児童館型;週3日以上・1日3時間以上の開設)

② 実施状況

《実施箇所数》4,889箇所（H20年度交付決定ベース）  
 (ひろば型 1,251箇所、センター型 3,470箇所、児童館型 168箇所)

(2) サービス提供・給付責任

サービス提供・給付の義務付けはない。(※市町村の判断(児童福祉法に事業の着実な実施に向けた努力義務有り))

(3) 基盤整備

① 基盤整備に関する控組み

市町村が次世代育成支援対策推進法に基づく地域行動計画において、計画期間(5年間)の取組を記載

② 施設整備補助

安心子ども基金による補助有り  
 《国庫補助対象》市町村(市町村自ら設置主体となる場合に限る)  
 《国庫補助単価》約600万円(事業費ベース約1200万円)  
 《費用負担》国1/2相当、市町村1/2相当

(4) 事業開始規制等

今回の児童福祉法等改正において、都道府県知事に対する届出を規定（主体制限はなし）

## (5) サービス利用の仕組み

### ①サービスの必要性の判断 / ②サービス利用の流れ / ③利用料

すべての乳幼児の親子等を対象とした事業であり、サービス利用に際しての申込み等は原則不要。事業を実施するために必要な経費の一部を保護者から徴収することができる。

## (6) サービスの質の確保に関する仕組み

### ○ 人員配置

- ・子育ての知識と経験を有する専任の者を2名以上配置(ひろば型の場合)
- ・育児、保育に関する相談指導等について相当の知識及び経験を有する専任の者を2名以上配置(センター型の場合)
- ・子育ての知識と経験を有する専任の者を1名以上配置(児童館型の場合)

## (7) 費用負担

### ① 運営主体に対する支払い

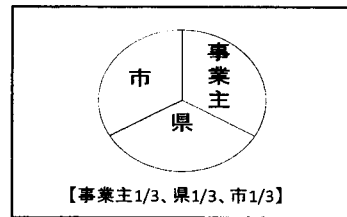
《国庫補助単価》約356万円～800万円(ひろば型、センター型の場合)、169万円(児童館型の場合)、

※ 他に取組毎による加算分あり

(※児童育成事業(児童手当法に基づく事業主拠出金による事業))

### ② 費用負担

左記の割合で公費負担。



### ③ 費用額

《公費負担総額》約300億円 (H21年度予算ベース)

42

## 乳児家庭全戸訪問事業(旧生後4か月までの全戸訪問事業)

## (1) 概要

### ① 事業内容

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業(市町村が実施主体、民間への委託が可能。)

### ② 実施状況

・実施箇所数:1,247市町村(全市町村の7割強) (平成20年度交付決定ベース)

## (2) サービス提供・給付責任

サービス提供・給付の義務付けはない。(※市町村の判断(児童福祉法に事業の着実な実施に向けた努力義務及び、事業実施の努力義務有り。))

## (3) 事業開始規制等

都道府県知事への届出

## (4) サービスの質の確保に関する仕組み

保健師、助産師、看護師、保育士、愛育班員、母子保健推進員、児童委員、子育て経験者等について、必要な研修(講習)を実施した上で訪問を行う。

43

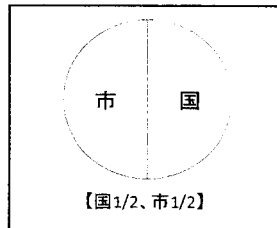
## (5) 費用負担

### ① 各市町村に対する補助

次世代育成支援対策交付金(いわゆる「ソフト交付金」として、国が予算の範囲内において、各市町村に対し、他の事業分と併せて包括的に国庫補助相当額を交付。

### ② 費用負担

左記の割合で公費負担。  
(※予算に応じて負担するいわゆる「裁量的経費」)



### ③ 費用額

公費負担総額:次世代育成支援対策交付金(総事業費ベース約776億円(H21予算ベース))の内数

44

## 養育支援訪問事業(旧育児支援家庭訪問事業)

### (1) 概要

#### ① 事業内容

養育支援が必要な家庭に対して、訪問による育児・家事の援助や技術指導等を行う事業  
(市町村が実施主体、民間主体への委託が可能。)

#### ② 実施状況

・実施箇所数:799市町村(全市町村の5割弱) (H20年度交付決定ベース)

### (2) サービス提供・給付責任

サービス提供・給付の義務付けはない。(※市町村の判断(児童福祉法に事業の着実な実施に向けた努力義務及び、事業実施の努力義務有り。))

### (3) 事業開始規制等

都道府県知事への届出

### (4) サービスの質の確保に関する仕組み

育児、家事の援助は子育て経験者、ヘルパー等が、専門的な援助及び技術指導は保健師、助産師、保育士、児童指導員等の専門性を有する者が訪問を行う。

45

## (5) 費用負担

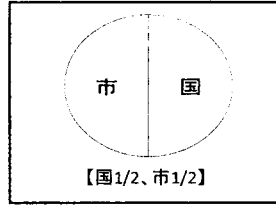
### ① 各市町村に対する補助

次世代育成支援対策交付金(いわゆる「ソフト交付金」として、国が予算の範囲内において、各市町村に対し、他の事業分と併せて包括的に国庫補助相当額を交付。

### ② 費用負担

左記の割合で公費負担。

(※予算に応じて負担するいわゆる「裁量的経費」)



### ③ 費用額

公費負担総額: 次世代育成支援対策交付金(総事業費ベース約776億円(H21予算ベース))の内数

46

## 子育て短期支援事業(短期入所生活援助(ショートステイ)事業/夜間養護等(トワイライトステイ)事業)

### (1) 概要

#### ① サービス・給付内容

《短期入所生活援助(ショートステイ)事業》

保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において養育・保護を行う(原則として7日以内)。

《夜間養護等(トワイライトステイ)事業》

保護者が、仕事その他の理由により、平日の夜間又は休日に不在となり児童の養育が困難となった場合等の緊急の場合に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において児童を預かるもの。宿泊可。

#### ② 実施状況

《短期入所生活援助(ショートステイ)事業》613箇所

《夜間養護等(トワイライト)事業》304箇所(H20年度交付決定ベース)

### (2) サービス提供・給付責任

サービス提供・給付の義務付けはない。(※市町村の判断(児童福祉法に事業の着実な実施に向けた努力義務有り))

### (3) 基盤整備

#### ① 基盤整備に関する枠組み

市町村が次世代育成支援法に基づく地域行動計画において、計画期間(5年間)の取組を記載

#### ② 施設整備補助

児童養護施設等の本体整備に伴い、子育て短期支援事業のための居室を整備する場合に加算として補助を実施。

《国庫補助対象》都道府県等・社会福祉法人・日本赤十字社・公益法人

《国庫補助単価》児童養護施設に専用居室を整備する場合 1人当たり 約90万円(事業費ベース約180万円)を施設整備費に加算

《費用負担》定額国1/2相当、都道府県等1/2相当(都道府県等が設置する場合)

定額国1/2相当、都道府県等1/4相当、設置者1/4相当(上記以外)

47



#### (4) 事業開始規制等

都道府県知事への届出。(児童養護施設等が提供することが前提)  
(7)による補助を受けるためには、市町村より事業の委託を受けることが必要。

#### (5) サービス利用の仕組み

①サービスの必要性の判断 / ②サービス利用の流れ / ③利用料  
特に定められていない。(※各市町村又は各施設において判断・設定。)

#### (6) サービスの質の確保に関する仕組み

##### ① 実施場所

児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院、保育所等住民に身近であって、適切に保護することができる施設で実施すること。

##### ② その他

夜間養護等(トワイライトステイ)事業について、児童等の安全性の確保等のため、保育所や学校、居宅等への児童の送迎に努めること。

#### (7) 費用負担

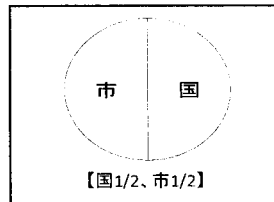
##### ① 各市町村に対する補助

次世代育成支援対策交付金(いわゆる「ソフト交付金」として、国が予算の範囲内において、各市町村に対し、他の事業分と併せて包括的に国庫補助相当額を交付。

##### ② 費用負担

左記の割合で公費負担。

(※予算に応じて負担するいわゆる「裁量的経費」)



##### ③ 費用額

公費負担総額:次世代育成支援対策交付金(約776億円(H21 予算ベース))の内数

# 放課後子どもプラン実施状況調査報告書（平成20年3月）

平成19年度文部科学省委託調査  
 総合的な放課後対策推進のための調査研究  
 財団法人 日本システム開発研究所

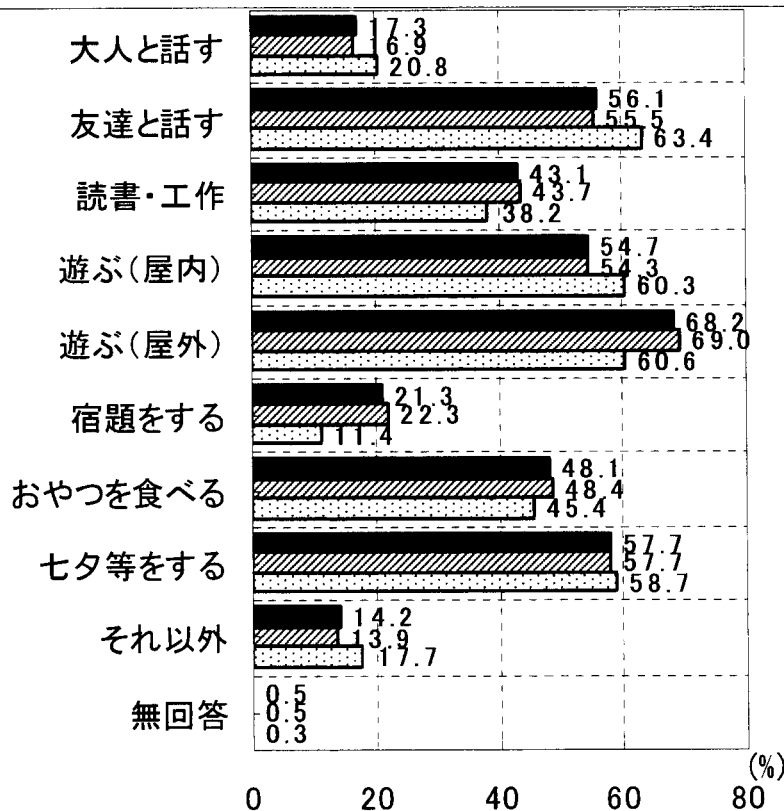
※本資料は「放課後児童クラブに通う子ども及びその保護者に対するアンケート調査」部分を抜粋したものです。

## 1. 「放課後児童クラブ」に通う子どもに対するアンケート調査

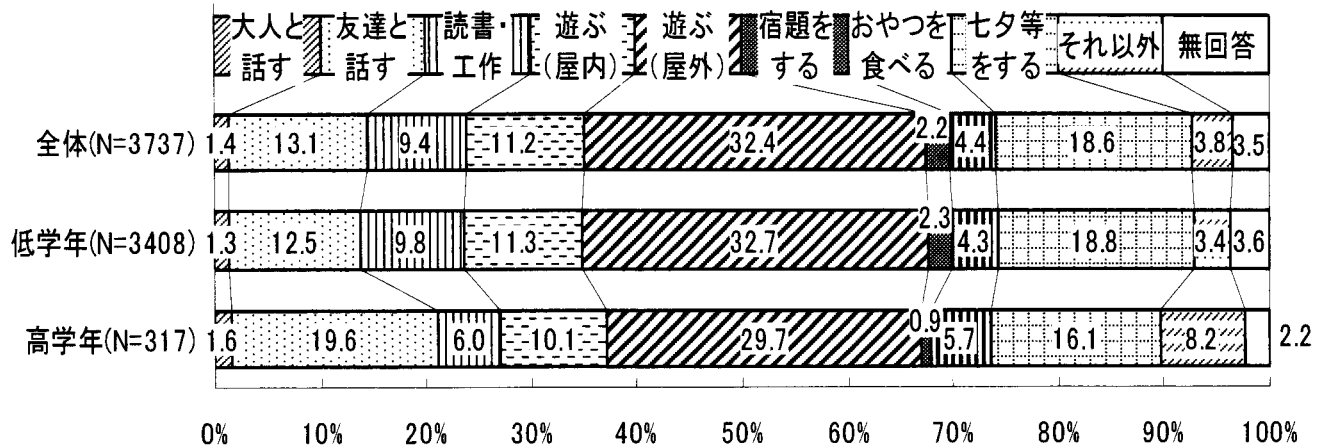
調査対象：「放課後子どもプラン」の「放課後児童クラブ」に通う子ども（小学生）  
 対象抽出：「放課後子どもプラン」を実施している市町村から人口規模等を勘案し無作為に200市町村を抽出した上で、各市町村において「放課後児童クラブ」を2ヶ所ずつ選定、各クラブに通っている子どもについて最大15名まで対象としてクラブにて調査を実施  
 200市町村×2教室×最大15人＝最大6,000人  
 回答数：3,737人（62.3%）

### ○児童クラブでは何が楽しいか

■ 全体(N=3737)    ▨ 低学年(N=3408)    □ 高学年(N=317)

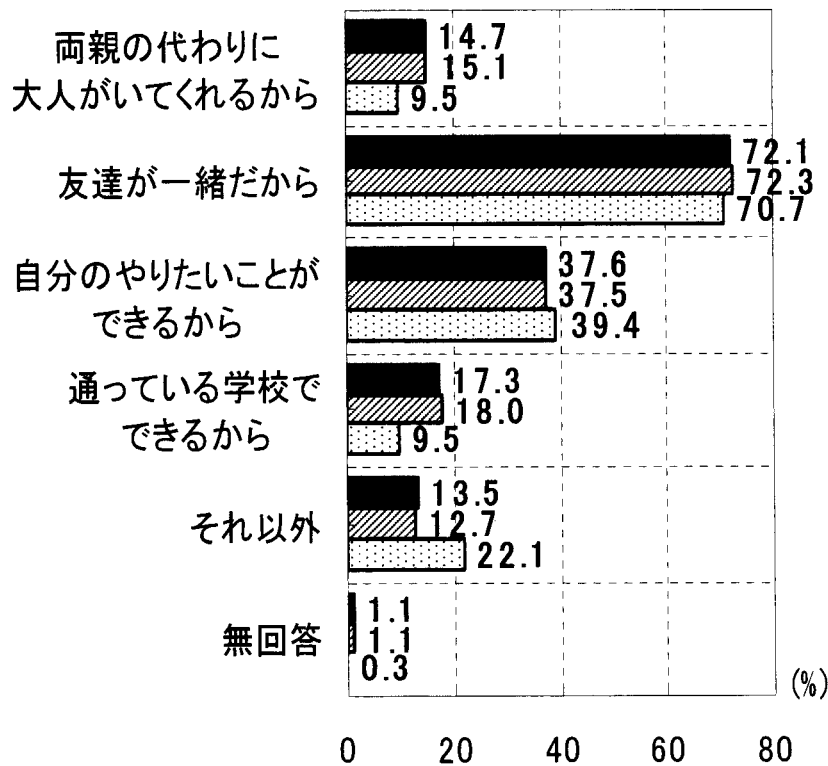


### ○楽しい活動のうち一番楽しいのは



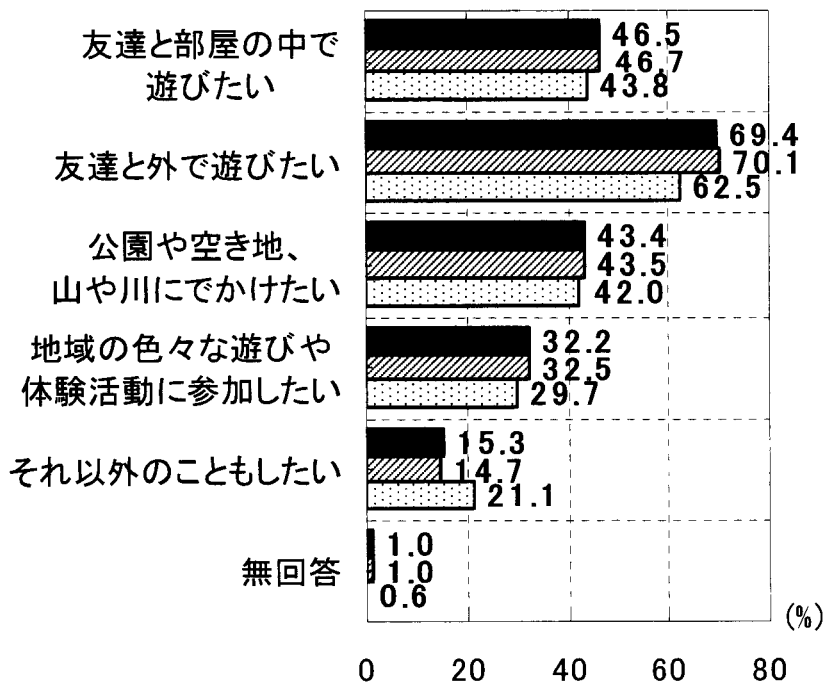
### ○一番楽しいと思う理由

■ 全体(N=3737)   ▨ 低学年(N=3408)   □ 高学年(N=317)



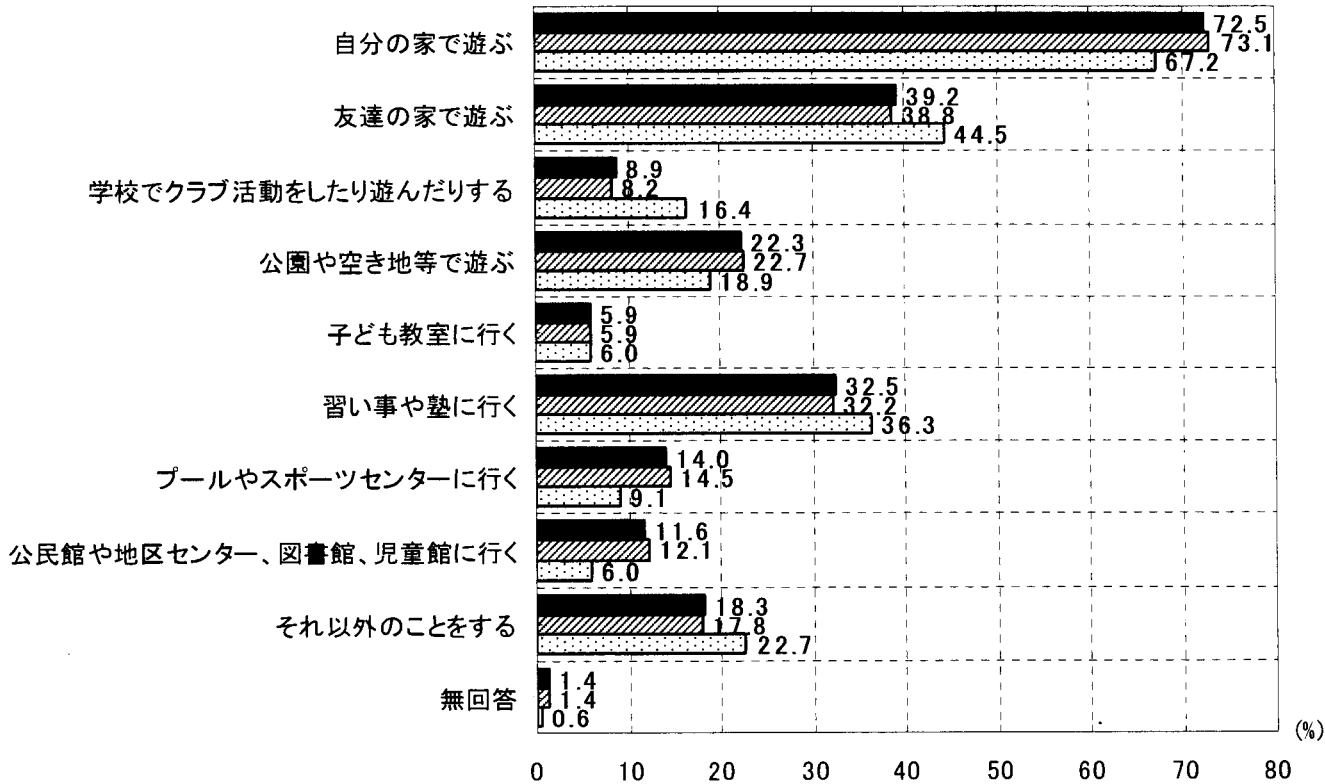
### ○今後児童クラブでどう過ごしたいか

■ 全体(N=3737) ▨ 低学年(N=3408) □ 高学年(N=317)



### ○児童クラブに参加していない時の過ごし方

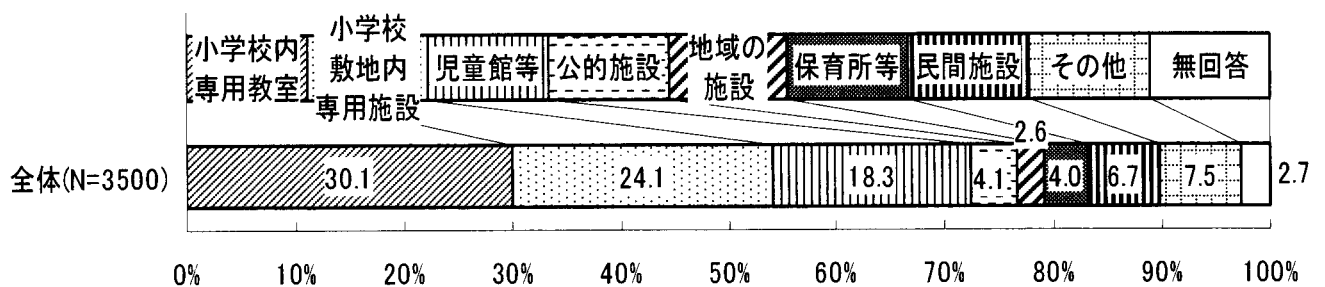
■ 全体(N=3737) ▨ 低学年(N=3408) □ 高学年(N=317)



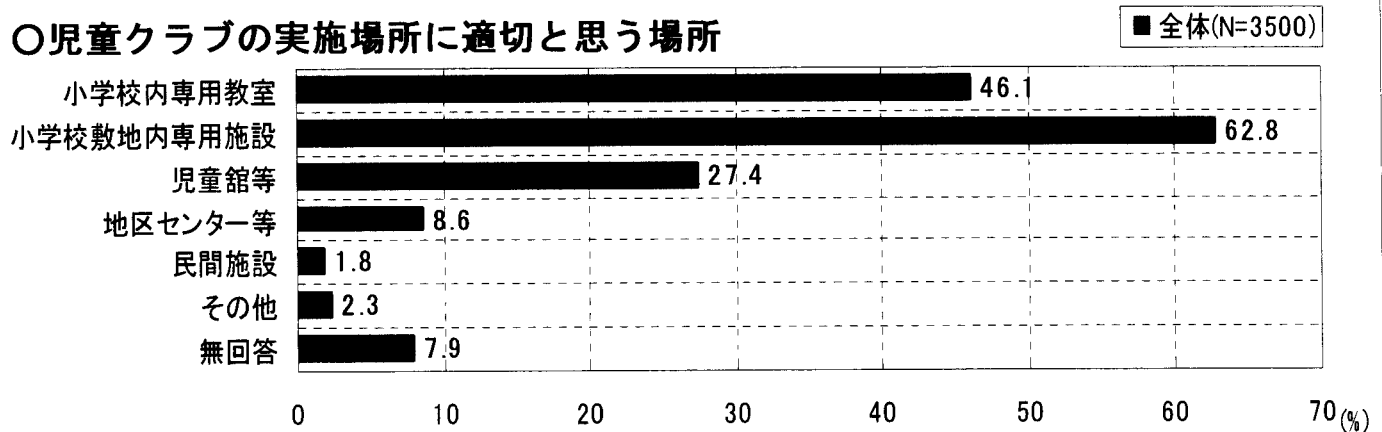
## 2. 「放課後児童クラブ」に通う子どもの保護者に対するアンケート調査

調査対象：「放課後子どもプラン」の「放課後児童クラブ」に通う子どもの保護者  
 対象抽出：「放課後子どもプラン」を実施している市町村から人口規模等を勘案し無作為に 200 市町村を抽出した上で、各市町村において「放課後児童クラブ」を2ヶ所ずつ選定、各クラブに通っている子どもの保護者について（最大15名まで）に対して調査を実施  
 200 市町村×2 教室×最大 15 人=最大 6,000 人  
 回答数：3,500 人（58.3%）

### ○児童クラブの実施場所



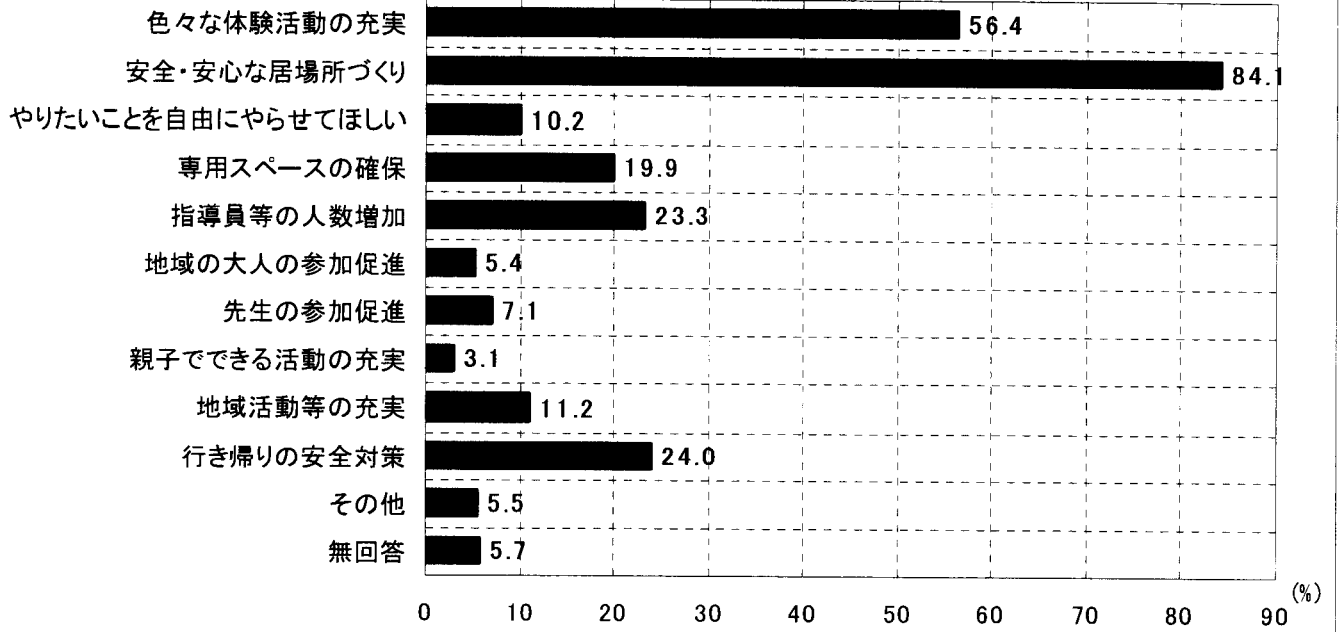
### ○児童クラブの実施場所に適切と思う場所



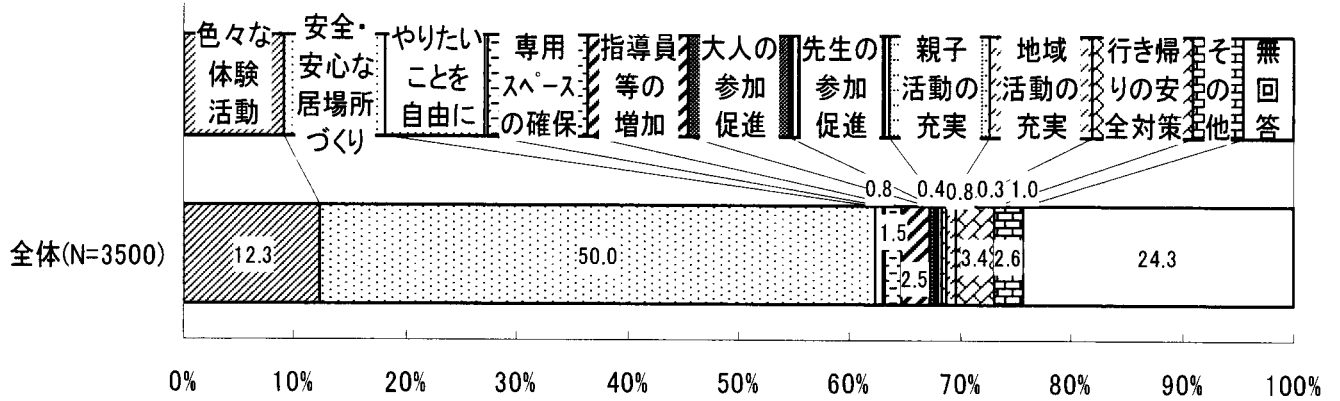
※第26回少子化対策特別部会（平成21年9月1日）の参考資料として提示

○今後充実させてほしい放課後対策

■全体(N=3500)



○充実させてほしい放課後対策のうち最も望むもの



# 地方分権改革推進委員会 第3次勧告（概要）

平成21年10月

## 第1章 義務付け・枠付けの見直しと国と地方の協力の拡大

○ 第2次勧告において見直し対象とされた義務付け・枠付け(※)に係る条項(約4,000条項)のうち、特に問題のある下記右の(a) (b) (c)の事項(3つの重点事項)について、個別の条項毎に具体的に講ずべき見直し措置を提示(892条項)

〈条例制定権の保障の範囲を「地方自治の本旨」の観点から設定するという意義を有する取組みでもあり、我が国の地方自治制度始まって以来の試み〉

	具体的に講ずべき措置を提示した条項数
(a)	142
(b)	166
(c)	584
計	892

全国知事会、全国市長会提言等の要望に係る条項は、106条項。  
このうち、103条項(97%)の条項について見直しを提示

※「義務付け」とは、地方自治体に一定の活動を義務付けることをいい、「枠付け」とは、地方自治体の活動について手続、基準等の枠付けを行うことをいう(今回の見直しは、自治事務についての法律の条項を対象としている。)

## 第2章 地方自治関係法制の見直し

- 教育委員会及び農業委員会について、必置規制を見直して選挙制に引き続き委員会を存置するか、長の所管とするかは、地域の実情に応じ地方自治体が自主的に判断
- 地方自治体の財務会計制度について、透明性の向上と自己責任の拡大を図る観点から見直すべき

(a) 自治体の施設・公物に対する国の設置管理基準

→ 「廃止又は条例への委任」へ見直し

- ・自治体の自由度の観点から条例への委任の仕方を類型化
  - ①「従うべき基準」 ②「標準」 ③「参酌すべき基準」
- ・「従うべき基準」及び「標準」は真に必要な場合に限定

(b) 自治体の事務に対する国の関与(協議、同意、許可・認可・承認)

→ 「廃止又はより弱い形態の関与」へ見直し

※国の関与は、税財政上の特例措置が講じられる場合などに限定

(c) 計画の策定及びその手続の自治体への義務付け

→ 「廃止又は単なる奨励(「できる」「努める」等)」へ見直し

※義務付けは、私人の権利・義務に関わる行政処分の根拠となる計画などに限定

○ 3つの重点事項以外についても、第2次勧告に基づき、今後、具体的に見直し措置を講ずるよう要請

## 第3章 国と地方の協議の場の法制化

- 国と地方の双方の代表者が一堂に集まる機会をできるだけ速やかに設け、「国と地方の協議の場の法制化」について率直に意見を交換し、双方の合意を目指すべき
  - 試案として、協議事項、構成員、会議の運営等について参考提示

# 第 3 次 勧 告 (抄)

～ 自治立法権の拡大による「地方政府」の実現へ ～

平成 2 1 年 1 0 月 7 日

地 方 分 権 改 革 推 進 委 員 会



# 目 次

はじめに	1
第1章 義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大	3
1 義務付け・枠付けの見直しの経緯	3
2 3つの重点事項の見直しに当たっての当委員会の認識	4
3 3つの重点事項について具体的に講ずべき措置の方針	5
(a) 施設・公物設置管理の基準	5
(1) 見直し対象範囲	6
(2) 見直しの方法	6
(3) 条例へ委任する場合の制定主体	7
(4) 条例制定に関する国の基準	7
(b) 協議、同意、許可・認可・承認	9
(1) 見直し対象範囲	9
(2) 具体的に講ずべき措置の方針	9
(c) 計画等の策定及びその手続	12
(1) 見直し対象範囲	12
(2) 計画等の策定及びその内容の義務付け（(イ)及び(ロ)）に係る具体的に講ずべき措置の方針	12
(3) 計画等の策定の手続（(ハ)）のうち一定の相手方の意見聴取等の義務付けに係る具体的に講ずべき措置の方針	14
(4) 計画等の策定の手続（(ハ)）のうち公示・公告・公表等の義務付けに係る具体的に講ずべき措置の方針	15
(5) 計画等の策定の手続（私人等からの意見聴取等、公示・公告・公表等）の個別具体的な方法の義務付けに係る見直しの方針	15
4 3つの重点事項の個別条項について具体的に講ずべき措置	16
5 3つの重点事項以外の取扱い	35
6 義務付け・枠付けに関する立法の原則とそのチェックのための仕組み	35
(1) 義務付け・枠付けに関する立法の原則	35
(2) チェックのための仕組み	35
7 今後に向けて	37
第2章 地方自治関係法制の見直し	40
1 地方自治体における行政委員会の必置規制の見直し	40
(1) 教育委員会	41
(2) 農業委員会	42
2 地方自治体の財務会計における透明性の向上と自己責任の拡大	43

第3章 国と地方の協議の場の法制化・・・・・・・・・・・・・・・・・・45

おわりに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・47

別紙1 3つの重点事項の個別条項について具体的に講ずべき措置

別紙2 条例委任する場合の基準設定の種類

別紙3 (c)の具体的に講ずべき措置に係る参照条文

## はじめに

地方分権改革は、住民に身近な行政に関する企画・決定・実施を、一貫してできる限り地方自治体にゆだねることを基本として、国と地方の役割分担を徹底して見直す取り組みである。こうした考えの下、地方分権改革推進委員会（以下「当委員会」という。）は、今次の地方分権改革の目標を、地方自治体を自治行政権のみならず自治立法権、自治財政権をも十分に具備した完全自治体にしていくとともに、住民意思に基づく地方政治の舞台としての「地方政府」に高めていくことと設定し、これまで97回に及ぶ委員会を開催し、精力的に調査審議を進めてきた。

当委員会は、これまでに2次にわたる勧告を内閣総理大臣に提出し、地方分権改革の具体策を政府に提言してきた。

第1次勧告（平成20年5月28日）では、国と地方の役割分担の基本的な考え方を明らかにするとともに、それに基づいて、「重点行政分野の抜本的見直し」、「基礎自治体への権限移譲の推進」、「補助対象財産の財産処分の弾力化」について取り上げた。

続く第2次勧告（平成20年12月8日）では、「義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大」と「国の出先機関の見直しと地方の役割の拡大」について勧告を行った。

この第3次勧告（以下「本勧告」という。）は、「義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大」、「地方自治関係法制の見直し」及び「国と地方の協議の場の法制化」を三つの大きな柱としている。

本勧告の三つの柱のうち、一つ目は「義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大」である。

自治行政権の分権については、第1次地方分権改革において、機関委任事務制度の全面廃止等広い意味での関与の縮小廃止について大きな成果が得られたところである。「地方政府」の確立に向け、当委員会において必ず果たさなければならない課題、それが自治立法権の分権であった。この分権のためには、地方自治体の条例制定権の拡大が必要であり、法制的な観点から地方自治体の自主性を強化し、政策や制度の問題も含めて自由度を拡大するとともに、自らの責任において行政を展開できる仕組みを構築することが必要となる。当委員会は、これを「義務付け・枠付けの見直し」という改革テーマとして設定し、平成19年4月の委員会設置以来取り組んできた。膨大な作業、長時間にわたる調査審議を重ねるとともに詳細な検討を行い、ここに今次分権改革としての結論を得るに至った。

すなわち、第2次勧告において、義務付け・枠付けの対象範囲を整理し、その存置を許容する場合等のメルクマール（判断基準）を設定した上で、メルクマールに該当しない4,076条項の見直し対象条項については、条例制定権の拡大を図る方向で見直しを行う必要があると判断した。本勧告においては、その第1章で、第2次勧告において、メルクマールに該当せず見直しを行うべきとされた義務付け・枠付けに係る条項のうち、

特に問題があるとした事項である、(a)施設・公物設置管理の基準、(b)協議、同意、許可・認可・承認、(c)計画等の策定及びその手続（以下「3つの重点事項」という。）について具体的に講ずべき措置の方針を整理した上で、3つの重点事項の個別条項について具体的に講ずべき措置を提示した。また、3つの重点事項以外の見直し対象条項についても、第2次勧告に基づき具体的に見直し措置を講ずべきことを提言することとした。

三つの柱のうち、二つ目は「地方自治関係法制の見直し」である。

「地方政府」の確立のためには、地方自治体が自らの判断と責任においてその組織と財務のマネジメントを改革していくことを可能とするため、現行制度を見直していく必要がある。

こうした観点から、本勧告第2章では、行政委員会の必置規制の見直しと地方自治体の財務会計における透明性の向上等を提言することとした。

三つの柱のうち、最後は「国と地方の協議の場の法制化」である。

当委員会は「地方政府」の確立に向け調査審議を重ね、累次の勧告を行ってきているが、今後とも、国と地方を巡る様々な法令・制度の制定改廃は絶え間なく続くものであり、その際、国は地方自治体の自主性・自立性が確保されるように配慮し、同時に、地方の現場の実態等を聴取し、事務が円滑に行われるよう万全を期す必要がある。

そこで、本勧告第3章では、国と地方の協議の場の法制化に関し提言を行うこととした。

## 第1章 義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大

### 1 義務付け・枠付けの見直しの経緯

第2次勧告では、地方自治体が自らの責任において行政を実施する仕組みを構築するとの観点から、自治事務のうち、法令による義務付け・枠付けをし、条例で自主的に定める余地を認めていないものを見直しの対象としたところである。この範囲の義務付け・枠付け（以下「見直し対象条項」という。）について、「義務付け・枠付けの存置を許容する場合のメルクマール」及び「『義務付け・枠付けの存置を許容する場合のメルクマール』非該当だが、残さざるを得ないと判断するもののメルクマール」への該当・非該当についての当委員会としての判断を示し、メルクマールに該当しないという結論を得た条項について、

- ① 廃止（単なる奨励にとどめることを含む。）
- ② 手続、判断基準等の全部を条例に委任又は条例による補正（「上書き」）を許容、
- ③ 手続、判断基準等の一部を条例に委任又は条例による補正（「上書き」）を許容、

のいずれかを見直しを行う必要があると勧告した。

また、このうち、

- (a) 施設・公物設置管理の基準
- (b) 協議、同意、許可・認可・承認
- (c) 計画等の策定及びその手続

については「特に問題があり、これらを中心に、当委員会として第3次勧告に向けて具体的に講ずべき措置の調査審議を進め、結論を得る」こととしていた。

第2次勧告を受けて、各府省に対し、(a)～(c)の3つの重点事項に該当するものについて、上記の方針に従って見直しを行うことを求めて調査を実施した。加えて、各府省から回答を得た後に、当委員会として、全国知事会、全国市長会提言等で取り上げられているもの、法的効果等に着眼して特に調査審議が必要であるもの等について各府省からヒアリングを実施した。

これらの取組みを踏まえて取りまとめた「義務付け・枠付けの見直しに係る第3次勧告に向けた中間報告」（以下「中間報告」という。）では、3つの重点事項の具体的に講ずべき措置の方針について、委員会として一定の整理を行ったところである。

その後、当委員会のワーキンググループ<sup>1</sup>において、各府省に対して、3つの重点事項についての方針に沿って、個別条項ごとの見解を提示し、これに対する各府省の見解を求める調査（以下「WG調査」という。）を行うとともに<sup>2</sup>、中間報告で示した

<sup>1</sup> 平成20年10月以降、小早川委員の統括の下に一橋大学高橋滋教授、東京大学齋藤誠教授の参加を得てワーキンググループを構成したものであり、義務付け・枠付けの見直しに関する検討作業を実施した。

<sup>2</sup> 「義務付け・枠付けの見直しに係る第3次勧告に向けた中間報告を踏まえた地方公共団体に対する自治事務の処理又はその方法の義務付けに係る調査について(依頼)」(平成21年7月2日府分権第80号)

方針について、その法的効果等について特に調査審議が必要であるもの等について、関係省からヒアリングを実施した。これらの作業を踏まえて、この度、3つの重点事項について具体的に講ずべき措置に関する当委員会としての結論を得たところである。

なお、このことは、見直しの対象が3つの重点事項に限られることを意味するものではない。第2次勧告に従い、メルクマール非該当の見直し対象条項のうち、3つの重点事項以外についても、廃止又は条例への委任等の見直しを行うべきである。

## 2 3つの重点事項の見直しに当たっての当委員会の認識

3つの重点事項の見直しに当たっての当委員会の認識は以下のとおりである。

(a)施設・公物設置管理の基準、(b)協議、同意、許可・認可・承認、(c)計画等の策定及びその手続は、それぞれ形態を異にするものであることから、第2次勧告で示したとおり、見直しの方針はそれぞれ異ならざるを得ない。

(a)～(c)の3つの重点事項の見直しに当たっては、法律の規定そのものを廃止する、すなわち、その事務を行うかどうか、行う場合に手続、判断基準等を条例で定めるかどうかを含めてすべてを地方自治体が判断するという選択肢は、いずれの場合についても第一に検討されるべきである。もっとも、地方自治体の事務の処理又はその方法の義務付けを問題とする義務付け・枠付けの見直し作業においては、現行の規定そのものを廃止する結論が得られない場合も想定され、その場合においては、現行の規定を見直して、地方自治体に対して奨励する規定、条例に委任する規定等に移行する選択肢も許容せざるを得ない。

具体的には、現行の規定そのものの廃止が困難である場合には、

- (a) 施設・公物設置管理の基準の義務付けの見直しは、基準の条例への委任という方向が検討されるべきであり、その際には、条例制定の主体、条例制定に当たって地方自治体に課すことが許容される制約の程度が主たる問題になる。
- (b) 協議、同意、許可・認可・承認の義務付けの見直しは、より弱い形態への移行が検討されるべきである。
- (c) 計画等の策定及びその手続の義務付けの見直しは、「できる」規定化、例示化等により単なる奨励にとどめるということが検討されるべきである。

付言すると、各府省からの回答や各府省からのヒアリングにおいては、各府省から、義務付け・枠付けの見直しによって住民サービスが低下するおそれがあること、規制が緩和されて本来の政策目的が達成されなくなるおそれがあること、国の方針と整合性が確保されなくなるおそれがあることへの懸念が繰り返し表明された。例えば、施

設・公物設置管理の基準を条例に委任すれば、その基準に従って地方自治体が提供しているサービスの水準が切り下げられるのではないか、協議、同意、許可・認可・承認、また、計画等の策定及びその手続が見直されれば、地方自治体の施策は国の方針と整合性を確保し又は適正な手続に従って行われなくなるのではないか、ということであった。

しかしながら、義務付け・枠付けの見直しとは、サービス水準の切下げでも、国の政策目的を阻害する地方自治体の施策の許容でもない。国が全国一律に決定し、地方自治体に義務付けていた基準、施策等を、地方自治体自らが決定し、実施するように改める改革であり、これによって、各地域において、その地域の実情に合った最適なサービスが提供され、最善の施策が講じられるよう、国と地方自治体の役割分担を見直すものである。

なお、全国知事会、全国市長会の提言等に盛り込まれている事項では、現行の基準の変更を求め、また、国の関与からより自由な地方自治体の施策を求める具体的なニーズを主張しているものも多い。しかしながら、こうした現実の具体的なニーズに対して、国の基準であることを維持したままで、また、国の関与を残したままで、その都度、国が個々に基準の見直し措置を講じたり、関与の行使内容を変化させたりするだけでは、地方分権改革の名には値しない。地方分権改革を進め、「地方政府」を確立する観点からは、地方自治体がサービス、施策等のあり方についての説明責任を負うべきであり、何らかのニーズに対応する見直しの必要性の判断も、地方自治体の責任において行うようにしなければならないというのが当委員会の基本認識である。

### 3 3つの重点事項について具体的に講ずべき措置の方針

#### (a) 施設・公物設置管理の基準

##### 第2次勧告（抄）

原則として、次の順序で見直すこととすべきである。

- ① 基準の全部の廃止（単なる奨励にとどめることを含む。）
- ② 基準の全部について条例に委任又は条例による補正を許容
- ③ 基準の一部について条例に委任又は条例による補正を許容し、その他の部分について定量的でなく、また、個別具体的な方法等を含まない、一般的・定性的な基準への移行

## (1) 見直し対象範囲

第2次勧告別紙1で示した条項のうち、地方自治体又はその機関<sup>3</sup>が施設・公物<sup>4</sup>を設置し、又は管理するに当たって、次のいずれかの義務付けに該当するもの(国又は都道府県若しくはその機関が協議を受け、又は同意、許可・認可・承認、指定等を行うに当たってこれらを条件としているものを含む<sup>5</sup>。以下「見直し対象施設等基準」という。)

- ・ 整備・確保すべき施設・公物の総量
- ・ 施設・公物の構造・設備、施設・公物に配置する職員の数<sup>6</sup>・資格
- ・ 施設・公物に配置する職員であることに着目した職員給与・研修
- ・ 施設・公物の利用者資格・利用者数

## (2) 見直しの方法

見直し対象施設等基準について、当該基準に係る規定そのものを廃止<sup>7</sup>するか、又は条例へ委任の措置を講ずる。

ただし、次の(イ)及び(ロ)のいずれにも該当するものとして所管府省から文書で回答がある部分については、法令で基準が設定されていても、その内容を定量的、個別具体的に定めるために条例を制定することが許容されていると判断できることから、その存置を許容する。次の(イ)及び(ロ)のいずれにも該当するよう新たに見直しを行うものについても同様である。なお、当該所管府省においては、条例を制定することが許容されていることについて、地方自治体に十分周知する等所要の措置を講ずべきである。

(イ) 見直し対象施設等基準(政省令、告示への委任規定を含む場合には、当該政省令、告示の内容を含む。)について、定量的、個別具体的な文言を何ら含まないこと。

(ロ) 見直し対象施設等基準について、当該基準の内容を、定量的、個別具体的に定

<sup>3</sup> 施設・公物の設置、管理に当たっての事務の処理又はその方法を義務付けている条項が第2次勧告別紙1に含まれているものは、地方自治体又はその機関のみに義務付けているものに限らず、ここを含む。

<sup>4</sup> 建築物その他の工作物のうち土地、自然公物に定着するものをいう。物的施設のほか、物的設備・器具、人的手段等を含めた総合体を指す。庁舎、事務所等、地方自治体又はその機関自身の使用に供する目的のものは含まない。

<sup>5</sup> 対象条項において、これらの事項のみでなく他の事項をあわせて基準を定めている場合、見直しを求める対象はこれらの事項に限定されるものではなく、対象条項において定める基準の全部である。

<sup>6</sup> 個々の施設・公物に配置する職員の数のみでなく、施設・公物に配置する職員について地方自治体単位でその総数を定めているものを含む。

<sup>7</sup> 「廃止」とは、基準の全部の廃止(単なる奨励にとどめることを含む。)によって、基準を条例で設定するか否かを含めて地方自治体の判断によるものとする見直しである。努力義務、配慮義務など、個別具体的な方法を含まない一般的な原則・方針にとどめる見直しを行う場合を含む。他方、単に基準の一部を廃止する場合は含まない。これは、ある基準が複数の条項にまたがって規定されているときに、このうちの一部の条項で定める基準を廃止する場合についても同じである。



めるために、条例を制定することが許容されていること<sup>8</sup>。

WG調査に対する回答において上記(イ)及び(ロ)のいずれにも該当するものとして所管府省から回答があった見直し対象施設等基準に係る法律条項については、別紙1別表1の「見直しの方針」欄に「存置」と記載した上で、「備考」欄に「条例制定許容」と記している。

なお、見直し対象施設等基準に係る法律の規定の一部が「義務付け・枠付けの存置を許容する場合のメルクマール」又は『「義務付け・枠付けの存置を許容する場合のメルクマール」非該当だが、残さざるを得ないと判断するもののメルクマール』に該当すると判断できるものについては、それに係る部分の内容の義務付けは存置を許容する。

### (3) 条例へ委任する場合の制定主体

条例に委任する場合、条例制定の主体は、当該基準に係る施設・公物の設置管理の事務を担当する地方自治体とする。

例えば、設置管理の基準については設置管理の主体であり、許認可等の基準については許認可等の主体である<sup>9</sup>。また、設置管理に当たって許認可等が不可欠である場合には、許認可等によってはじめて設置管理が可能になるものであることから、設置管理の基準に従って許認可等が行われるものとされているときは、設置管理の基準＝許認可等の基準は許認可等の主体が定めるものとすべきである。

なお、第1次勧告において、市町村への権限移譲が勧告されているものについては、権限移譲されることを前提として条例制定の主体を判断する。

### (4) 条例制定に関する国の基準

条例への委任は、条例制定の余地が実質的に確保される方法で行われるべきである。このような観点から、条例の内容を直接的に拘束する条例制定の基準等を設定することは厳に差し控えられるべきである。

条例へ委任する場合における条例制定の基準（以下「条例制定基準」という。）については、現行法令では「従うべき基準」型、「標準」型、「参酌すべき基準」型の3つに類型化できる（別紙2「条例委任する場合の基準設定の類型」参照）。

このうち、施設・公物設置管理の基準を条例で制定するに当たって、「従うべき基

<sup>8</sup> 当該基準の内容そのものについて定量的、個別具体的に定めるために条例を制定することを許容しているものである。当該基準の内容について、いわゆる上乘せ、横出しを定める条例を制定することを許容しているものは含まない。

<sup>9</sup> 許認可等ではなく、届出が義務付けられている場合にも、届出の相手方が基準に照らして是正措置等を行うことが想定されているものであり、届出の相手方が基準を設定すべきものと判断する。

準」又は「標準」を国が設定するのは次の場合に限るものとし、見直し対象施設等基準の内容を条例制定基準に移行する場合も同様とする。

(イ) 「従うべき基準」

国が設定する「従うべき基準」は、条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されないものである。この「従うべき基準」を国が設定するのは真に必要な場合に限定されるべきであり、次の場合に限るものとする。

- ① 当該施設・公物の利用者の資格のうちの基本的な事項について特に「従うべき基準」を示す必要がある場合
- ② ①のほか、当該施設・公物の本来的な性格・機能等に係る基本的な枠組みを定める場合
- ③ 当該施設・公物において必要とされる民間共通の士業等の資格について特に「従うべき基準」を示す必要がある場合

(ロ) 「標準」

国が設定する「標準」は、通常よるべき基準である。すなわち、法令の「標準」を通常よるべき基準としつつ、合理的な理由がある範囲内で、地域の実情に応じた「標準」と異なる内容を定めることは許容されるものである。こうした基準を国が設定するのは真に必要な場合に限定されるべきであり、次の場合に限るものとする。

- ① 当該施設・公物について全国的見地から一定のサービス水準を維持するために利用者の数、施設・公物に配置する職員の数について特に「標準」を示す必要がある場合

他方、「従うべき基準」及び「標準」と異なる性格を有するものとして「参酌すべき基準」という立法例がある。就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第3条第1項第4号及び第2項第3号では「文部科学大臣と厚生労働大臣とが協議して定める施設の設備及び運営に関する基準を参酌して都道府県の条例で定める認定の基準」と規定されている。この「参酌すべき基準」については、国の役割を果たすために、地方自治体に対して「参酌すべき」ものとして示すものであることから、これを十分参照し、これによることの妥当性を検討した上で条例が制定されなければならない。しかしながら、法的には、条例の内容そのものを直接的に拘束しているものではない。十分参照した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることは許容されているものであることから、見直し対象施設等基準のうち必要最小限のものを、条例制定に当たって「参酌すべき」基準として規定することは許容する。

なお、この「参酌すべき基準」については、その法的性格をここで整理したとおり、

地域の実情に応じて、地方自治体が条例で異なる内容を定めることを許容するものであることから、地方自治体の条例による国の法令の基準の「上書き」を許容するもの<sup>10</sup>ということができる。

## (b) 協議、同意、許可・認可・承認

### 第2次勧告（抄）

原則として、次の順序で見直すこととすべきである。

- ① 協議、同意、許可・認可・承認の廃止（協議等の単なる奨励にとどめることを含む。）
- ② 事後の届出、報告、通知等の情報連絡への移行

## (1) 見直し対象範囲

第2次勧告別紙1で示した条項のうち、次のいずれかに該当するもの

- (イ) 市町村が国、都道府県に対して行う協議、都道府県が国に対して行う協議<sup>11</sup>
- (ロ) 市町村が国、都道府県から受ける同意、許可・認可・承認、都道府県が国から受ける同意、許可・認可・承認<sup>11</sup>

## (2) 具体的に講ずべき措置の方針

(1)の見直し対象範囲のうち、同意を要する協議及び同意を要しない協議については、(i)の場合には同意を要する協議を、(ii)の場合には同意を要しない協議を許容する。また、許可・認可・承認については、(iii)の場合に限定する。なお、(i)のうち(a)(b)、(iii)のうち(d)～(h)については、「地方分権推進計画」（平成10年5月29日閣議決定）において、それぞれ同意を要する協議を許容、許可・認可・承認を

<sup>10</sup> 当委員会では、これまで、事務の処理又はその方法(手続、判断基準等)の法令による義務付けについて条例による補正(補充・調整・差し替え)を許容することを、「地方自治体による法令の『上書き』を確保しようとするもの」と位置付けてきた。一方、この「参酌すべき基準」の場合には、同様に法律から条例に委任するときに条例の制定基準の一種として設定されるものであるものの、法令は一定の「基準」を示しつつ、これを(「従うべき」ではなく)「参酌すべき」ということが「法令の規範内容」である。このような「法令の規範内容」そのものは「上書き」されるものではないが、法令が示す一定の「基準」については「法令の規範内容」に沿って「参酌」されるものであり、その結果、法令が示す一定の「基準」と異なる「基準」が条例で定められることは許容されるものである。したがって、現在、国の法令で設定されている基準を条例に委任することとした上で、必要最小限のものを「参酌すべき基準」に移行させる見直しについても、地方自治体の条例による国の法令の基準の「上書き」を許容するものということができる。

<sup>11</sup> 協議を行い、又は同意、許可・認可・承認を受けることを義務付けている条項が第2次勧告別紙1に含まれているものは、地方自治体又はその機関のみに義務付けているものに限らず、ここを含む。また、新設、変更、廃止それぞれについて協議が義務付けられている場合には、これらの条項すべてをここを含む。他方、法律上、国、都道府県、市町村、民間事業者等を問わず、施設管理者に対して協議を行い、又は施設管理者の同意、許可・認可・承認を受けることを義務付けており、国、都道府県がその施設管理者としての立場で協議を受け、又は同意、許可・認可・承認を行うものは除く。

許容するものと位置付けられているものである<sup>12</sup>。

(i)～(iii)のいずれにも該当しない場合には、(iv)の場合に意見聴取、(v)の場合に事前報告・届出・通知、(vi)の場合に事後報告・届出・通知をそれぞれ許容し、いずれにも該当しない場合には廃止する。

なお、(i)(ii)(iv)(v)の項目のうち下破線部分には該当しないが、それ以外の部分に該当しているものについては、下破線部分に該当しない程度に応じて個々に判断し、それぞれの場合に許容するものとされている同意を要する協議、同意を要しない協議、意見聴取、事前報告・届出・通知よりも弱い形態のものとする。

(i) 同意を要する協議を許容する場合は次のとおり。

(a)<sup>13</sup> 法制度上当然に、国の税制・財政上の特例措置が講じられる計画を策定する場合

(b) 地方自治体の区域を越える一定の地域について総量的な規制・管理を行うため国が定める総量的な具体的基準をもとに関係地方自治体が計画を策定する場合

① 法制度上当然に、国の施策を集中的・重点的に講ずるものとされており、法制上の特別の効果が生じる計画を策定する場合において、当該国の施策と当該計画との整合性を特に確保しなければ当該国の施策の実施に著しく支障が生ずると認められるもの

② 国(都道府県)に対して一定の事務の処理を義務付けることとなる場合であって、国(都道府県)の施策と整合性を特に確保しなければこれらの施策の実施に著しく支障が生ずると認められるもの

③ 地方自治体の区域を越えて移動する天然資源について広域的な観点から適正管理を行う場合であって、関係地方自治体の間では利害調整が明らかに困難であり、国が特にその処理の適正を確保する必要があるもの

(ii) 同意を要しない協議を許容する場合は次のとおり。

① 国・地方自治体の事務配分の特例を許容するために事務の移譲を受ける都道府県、市町村が協議を求める場合、又は国・地方自治体以外の主体と市町村(都道府県)の間の事務配分の特例を都道府県(国)が許容する場合であって、都道府県(国)が特にその処理の適正を確保する必要があるもの

② 地方自治体の区域を越える一定の地域について総量的な規制・管理を行うため国が定める総量的な目標に従って関係地方自治体が計画を策定する場合

③ 事務の処理に当たって当該地方自治体の区域を越える利害調整が必要であるが、関係地方自治体との間での利害調整が明らかに困難であり、国(都道府県)

<sup>12</sup> 「地方分権推進計画」では「地方公共団体」と表記しているものを、ここでは「地方自治体」と表記している。

<sup>13</sup> (i)のうち(a)(b)については、「地方分権推進計画」(平成10年5月29日閣議決定)において、同意を要する協議を許容するものと位置付けられているものである。これに該当する場合の効果は、①から③に該当する場合の効果と何ら変わりはない。

が特にその処理の適正を確保する必要があるもの。

- ④ 同一の個別具体的な行政目的の達成のために国・地方自治体にそれぞれ専ら担う権限が配分されているため、国（都道府県）との調整が不可欠である場合であって、私人の権利・義務に関わるもの
- ⑤ 同一の事案について国（都道府県）が異なる個別具体的な行政目的から重疊的に異なる権限を行使することが可能である場合、又は国（都道府県）が既に行った行政処分の内容と抵触する可能性がある権限を行使する場合であって、私人の権利・義務に関わるもの
- ⑥ 私人に対して課される義務付けを国及び地方自治体に対して免除している場合であって、国に対する協議を義務付ける相手方として地方自治体を国と同様に扱っている事務を処理するもの

(iii) 許可・認可・承認を許容する場合は次のとおり。

- (d)<sup>14</sup> 刑法等で一般には禁止されているが特別に地方自治体に許されているような事務を処理する場合
- (e) 公用収用・公用換地・権利変換に関する事務を処理する場合
- (f) 補助対象資産、国有財産処分等に関する事務を処理する場合
- (g) 法人の設立に関する事務を処理する場合
- (h) 国の関与の名宛人として地方自治体を国と同様に扱っている事務を処理する場合
- ① 私人に対しては許可・認可を行うものとされている事業を地方自治体が行う場合であって、地方自治体の事務として定着していないもの

(iv) 意見聴取を許容する場合は次のとおり。

- ① 同一の個別具体的な行政目的の達成のために国・地方自治体にそれぞれ専ら担う権限が配分されているため、国（都道府県）との調整が不可欠である場合

(v) 事前報告・届出・通知を許容する場合は次のとおり。

- ① 私人に対しては許可・認可を行うものとされている事業を地方自治体が行う場合であって、事前に国（都道府県）が特に把握しておく必要が認められるもの

(vi) 事後報告・届出・通知を許容する場合は次のとおり。

- ① 法制度上、国の税制・財政・法制上の特例措置を講ずることを促す場合
- ② 法制度上、講じられる事後的な是正措置の端緒として把握する必要がある場合

<sup>14</sup> (iii)のうち(d)～(h)については、「地方分権推進計画」(平成10年5月29日閣議決定)において、許可・認可・承認を許容するものと位置付けられているものである。これに該当する場合の効果は、①に該当する場合の効果と何ら変わりはない。

## (c) 計画等の策定及びその手続

### 第2次勧告(抄)

原則として、計画等の策定、内容、策定手続それぞれについて次の方針で見直すこととすべきである(計画等の策定手続のうち、(b)協議、同意、許可・認可・承認に該当するものについては、(b)に掲げる方針による)。

- ・ 計画等の策定の義務付けについては、廃止(単なる奨励にとどめることを含む。)
  - ・ 計画等の内容の義務付けについては、廃止(単なる奨励にとどめることを含む。)
- 又は条例制定の余地の許容
- ・ 計画等の策定手続のうち、意見聴取、公示・公告・公表等の義務付けについては、廃止(単なる奨励にとどめることを含む。)又は条例制定の余地の許容

### (1) 見直し対象範囲

第2次勧告別紙1で示した条項のうち、次のいずれかに該当するもの

- (イ) 地方自治体又はその機関による計画、方針、指針、構想等(以下「計画等」という。)の策定の義務付け<sup>15</sup> <sup>16</sup>
- (ロ) 計画等の策定に当たっての内容(盛り込むべき事項の記載)の義務付け<sup>16</sup>
- (ハ) 計画等の策定に当たっての事前・事後の手続として次のいずれかを課しているもの
  - ・ 議決(当該地方自治体のほか、国・関係地方自治体その他の関係者による議決、及びこのための協議会等の場の設置をいう。)、協議・調整・意見聴取等・同意(当該地方自治体による国・関係地方自治体その他の関係者との協議・調整、及び関係地方自治体その他の関係者の意見聴取等・同意、並びにこれらのための協議会等の場の設置をいう。ただし、(b)の対象となるものを除く。)、認定
  - ・ 公示・公告・公表、閲覧・縦覧等<sup>16</sup>

### (2) 計画等の策定及びその内容の義務付け((イ)及び(ロ))に係る具体的に講ずべき措置の方針

(1)の見直し対象範囲のうち、(イ)及び(ロ)については義務付けを廃止する。具体的には、次のいずれかの措置を講ずることとする(別紙3「(c)の具体的に講ずべき措置に係る参照条文」参照)。

<sup>15</sup> 計画等の策定及びその手続を義務付けている条項が第2次勧告別紙1に含まれているものは、地方自治体又はその機関のみに義務付けているものに限らず、ここを含む。ただし、計画等が、国、都道府県に対する協議、同意、許可・認可・承認の対象となる計画等の策定に係るものは含むが、その申請に当たって添付すべき書類の一つとされているにとどまる場合は含まない。

<sup>16</sup> A法で策定を義務付けている甲計画について、B法で甲計画の計画内容を変更する義務付け又は甲計画の策定手続を変更する義務付けを行っている場合には、A法のみでなく、B法による義務付けも含む。

- ・計画等の策定及びその内容に係る規定そのものの廃止<sup>17</sup>
- ・計画等の策定に係る規定の「できる」規定化<sup>18</sup>又は努力義務化、及びその内容に係る規定の例示化又は目的程度の内容への大枠化

ただし、計画等の内容に次の①～③に係る部分を含む場合には、計画等の策定及び①～③のそれぞれに係る部分の内容の義務付けの存置を許容する。

- ① 私人の権利・義務に関わる行政処分の直接的な根拠（私人、他の地方自治体の費用負担の直接的な根拠を含む。）となる計画を策定する場合
- ② 地方自治体の区域を越える一定の地域について総量的な規制・管理を行うために計画を策定する場合
- ③ 基本的事項について市町村による一定の判断があることを直接的な根拠として都道府県が計画を策定する場合

なお、計画等の内容に係る法律の規定の一部が「義務付け・枠付けの存置を許容する場合のメルクマール」又は「『義務付け・枠付けの存置を許容する場合のメルクマール』非該当だが、残さざるを得ないと判断するもののメルクマール」に該当すると判断できるものについても同様である。

また、計画等の内容に次の④に係る部分を含む場合には、次のいずれかの措置を講ずることとする（別紙3「(c)の具体的に講ずべき措置に係る参照条文」参照）。

- ・計画等の策定及びその内容に係る規定そのものの廃止<sup>17</sup>
  - ・④に係る計画等の内容の義務付けの存置を許容した上で、計画等の策定に係る規定の「できる」規定化又は努力義務化
  - ・（④に係る部分を含むが、①～③に係る部分と不可分である場合）計画等の策定の義務付けの存置は許容されることとなるが、④に係る計画等の内容が任意的記載事項であることの明確化
- ④ 法制度上、国の税制・財政・法制上の特例措置が講じられる計画又は特例措置を講ずることを促す計画を策定する場合

なお、財政上、税制上又は法制上の特例措置が講じられる内容が複数含まれ、個々に分離して措置を講ずることが許容される場合には、常に、そのすべての記載をしなければならないものではなく、個々がそれぞれ独立して任意的記載事項であることを明確化する。

<sup>17</sup> 計画等の策定及びその内容に係る規定としては廃止し、施策・事務に係る規定の範囲内で存置するものは、計画等の策定及びその内容の義務付けとしては廃止されたものと判断できる。

<sup>18</sup> 法律上の要件に該当する場合であっても策定する必要があるかどうかを選択できるものであることを明確化するために、「地方公共団体は、（一定の要件に該当する場合に）……できる。」と改めることをいう。

### (3) 計画等の策定の手続(ハ)のうち一定の相手方の意見聴取等の義務付けに係る具体的に講ずべき措置の方針

(1)の見直し対象範囲の(ハ)のうち、議決、協議・調整・意見聴取等・同意、認定の手続を義務付けているもの(以下「見直し対象意見聴取等義務」という。)のうち、地方自治体が国又は都道府県を相手方として行う行為(地方自治体が私人と同一に取り扱われているものを除く。)<sup>19</sup>については、見直しの方針は(b)と同様である。

これ以外については、見直し対象意見聴取等義務に係る規定そのものを廃止するか、又は協議・調整・意見聴取等に関する努力・配慮義務に係る規定とする(別紙3「(c)の具体的に講ずべき措置に係る参照条文」参照)。

ただし、議決、同意に係るものについては次の①の場合に限定して存置を許容し、また、協議・調整・意見聴取等については次の①～④の場合に存置を許容する。

- ① 当該計画によって一定の事務の処理又は費用の負担を求められることとなる者を相手方又はその構成員とする場合
- ② 具体的に範囲が特定された利害関係者、学識経験者を明示的に相手方又はその構成員とする場合
- ③ 地方自治体の区域を越える利害調整を行う必要があるときに、関係地方自治体を相手方又はその構成員とする場合
- ④ 地方自治体が処理する事務について、他の者が同一の個別具体的な目的から関連する事務を実施し、その整合性を確保する必要があると認められるときに、当該者を相手方又はその構成員とする場合

なお、見直し対象意見聴取等義務のうち、①～④に該当するとして存置が許容されるもの以外の条項については、見直し後、必要に応じて地方自治体が条例で議決、協議・調整・意見聴取等・同意(以下「私人等からの意見聴取等」という。)の手続を規定し得ることが必要であり、個別法令がこれを許容しない趣旨でない限り、条例で規定することは可能である。

他方、上記により措置を講じたときに、当該措置に係る相手方について地方自治体が条例で私人等からの意見聴取等の手続を定めることを許容しないことになると解される場合には、当該措置に係る相手方について地方自治体が条例で私人等からの意見聴取等の手続を定めることができることを明示的に規定すべきである(別紙3「(c)の具体的に講ずべき措置に係る参照条文」参照)。

<sup>19</sup> 法律上、国、都道府県、市町村、民間事業者等を問わず、施設管理者に対して協議・調整・意見聴取等を行い、又は施設管理者の同意を得ることを義務付けており、国、都道府県がその施設管理者としての立場で協議・調整・意見聴取等を受け、又は同意を行うものは除く。



#### (4) 計画等の策定の手続（ハ）のうち公示・公告・公表等の義務付けに係る具体的に講ずべき措置の方針

(1) の見直し対象範囲の(ハ)のうち、公示・公告・公表、閲覧・縦覧等（以下「公示・公告・公表等」という。）に係るものについては、公示・公告・公表等に係る規定そのものを廃止するか、又は公示・公告・公表等に関する努力・配慮義務に係る規定とする（別紙3「(c)の具体的に講ずべき措置に係る参照条文」参照）。

ただし、次の①～③の場合に限定して存置を許容する。

- ① 不特定多数の者の権利を制限し、又は義務を課する場合に、その効力発生要件又は内容を周知する手段として行われる場合
- ② 権利を有している者又は具体的に範囲が特定された利害関係者に主張の機会を付与するために行われる場合
- ③ 意見の申立て等、後続の手続の不可欠の前提となっている場合

#### (5) 計画等の策定の手続（私人等からの意見聴取等、公示・公告・公表等）の個別具体的な方法の義務付けに係る見直しの方針

(1) の見直し対象範囲の(ハ)のうち私人等からの意見聴取等、公示・公告・公表等の方法を個別具体的に特定しているもの（以下「見直し対象個別具体的方法義務」という。）は、見直し対象個別具体的方法義務に係る規定そのものを廃止するか、又は例示化する（別紙3「(c)の具体的に講ずべき措置に係る参照条文」参照）。

なお、見直し対象個別具体的方法義務については、見直し後、必要に応じて、地方自治体が条例で私人等からの意見聴取等、公示・公告・公表等の個別具体的な方法を規定し得ることが必要であり、個別法令がこれを許容しない趣旨でない限り、条例で規定することは可能である。

他方、上記により措置を講じたときに、当該措置に係る見直し対象個別具体的方法義務について地方自治体が条例で私人等からの意見聴取等、公示・公告・公表等の個別具体的な方法を定めることを許容しないことになる場合においては、当該措置に係る相手方について地方自治体が条例で私人等からの意見聴取等、公示・公告・公表等の個別具体的な方法を規定することができることを明示的に規定すべきである（別紙3「(c)の具体的に講ずべき措置に係る参照条文」参照）。

3つの重点事項の個別条項について具体的に講  
ずべき措置

別表 1 : 施設・公物設置管理の基準	1 - 1
別表 2 : 協議、同意、許可・認可・承認	1 - 3 1
別表 3 : 計画等の策定及びその手続	1 - 4 5

# 別表1の凡例

## (a) 施設・公物設置管理の基準

1. 「分野」欄及び「通番」欄は、第2次勧告別紙1と同じである。
2. 「見直し対象」欄のうち、「概要」欄は、見直しの対象範囲となった施設・公物設置管理の基準の概略を示し、「該当条文」欄には、該当条文のうち見直し対象となる部分に下線を付した。
3. 「条例制定の主体」欄の記号の意味は、次のとおり。
  - 「1」: 都道府県(大都市等に関する特例等により、指定都市等を含む場合もある。)
  - 「2」: 市町村
  - 「3」: 都道府県及び市町村
4. 「備考」欄は、次の場合に記載した。
  - ① 見直し対象施設等基準の一部が、第2次勧告で示した「義務付け・枠付けの存置を許容する場合のメルクマール」及び「『義務付け・枠付けの存置を許容する場合のメルクマール』非該当だが、残さざるを得ないと判断するもののメルクマール」(以下、「メルクマール」という。)に該当する場合。(該当する部分の内容の義務付けについては、存置を許容。)
  - ② 法令で基準が設定されていても、その内容を定量的、個別具体的に定めるために、条例を制定することが許容されていることが確認された場合。(「条例制定許容」と記しており、存置を許容。(第〇章3(a)(2)ただし書き関連))
  - ③ 見直しに当たり特に留意すべき点を当委員会として指摘する場合。

分野	通番	法律	条	項	見直し対象		講ずべき措置		備考
					概要	該当条文(下線部)	見直しの方針	条例制定の主体	
9	13	マンションの建替えの円滑化等に関する法律	第120条	第1項	高齢者向け公共賃貸住宅への入居基準	(高齢者向け公共賃貸住宅への入居) 第百二十条 第百十七条の規定による申出に係る賃借人代替住宅又は転出区分所有者代替住宅が高齢者向け公共賃貸住宅である場合において、当該申出をした者が高齢者居住安定確保法第四十九条第一項第三号に規定する入居者の資格に該当する者であるときは、当該高齢者向け公共賃貸住宅を管理する地方公共団体は、その者を当該高齢者向け公共賃貸住宅に入居させるものとする。	廃止又は条例委任	3	
			第121条	第1項	市町村借上住宅への入居基準	(市町村借上住宅への入居) 第百二十一条 第百十七条の規定による申出に係る賃借人代替住宅又は転出区分所有者代替住宅が市町村借上住宅である場合においては、当該市町村借上住宅を管理する市町村は、当該申出をした者を当該市町村借上住宅に入居させるものとする。	廃止又は条例委任	2	
10	2	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	第3条	第1項	認定こども園の設備・運営基準	(教育、保育等を総合的に提供する施設の認定等) 第三条 幼稚園又は保育所等(以下「施設」という。)の設置者(都道府県を除く。)は、その設置する施設が次に掲げる要件に適合している旨の都道府県知事(保育所に係る児童福祉法の規定による認可その他の処分をする権限に係る事務を地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第八十条の二の規定に基づく都道府県知事の委任を受けて当該都道府県の教育委員会が行う場合その他の文部科学省令・厚生労働省令で定める場合にあつては、都道府県の教育委員会。以下同じ。)の認定を受けることができる。 一 当該施設が幼稚園である場合にあつては、幼稚園教育要領(学校教育法第二十五条の規定に基づき幼稚園の教育課程その他の保育内容に関して文部科学大臣が定めるものをいう。)に従って編成された教育課程に基づく教育を行うほか、当該教育のための時間の終了後、当該幼稚園に在籍している子どものうち児童福祉法第三十九条第一項に規定する幼児に該当する者に対する保育を行うこと。 二 当該施設が保育所等である場合にあつては、児童福祉法第三十九条第一項に規定する幼児に対する保育を行うほか、当該幼児以外の満三歳以上の子ども(当該施設が保育所である場合にあつては、当該保育所が所在する市町村(特別区を含む。以下同じ。)における同法第二十四条第二項に規定する保育の実施に対する需要の状況に照らして適当と認められる数の子どもに限る。)を保育し、かつ、満三歳以上の子どもに対し学校教育法第二十三条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行うこと。 三 子育て支援事業のうち、当該施設の所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うこと。 四 文部科学大臣と厚生労働大臣とが協議して定める施設の設備及び運営に関する基準を参酌して都道府県の条例で定める認定の基準に適合すること。	廃止又は条例委任	1	参酌すべき基準の一層の弾力化、大綱化

分野	通番	法律	条	項	見直し対象		講ずべき措置		備考
					概要	該当条文(下線部)	見直しの方針	条例制定の主体	
10	2	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	第3条	第2項	認定こども園の設備・運営基準	<p>2 幼稚園及び保育所等のそれぞれの用に供される建物及びその附属設備が一体的に設置されている場合における当該幼稚園及び保育所等(以下「幼保連携施設」という。)の設置者(都道府県を除く。)は、その設置する幼保連携施設が次に掲げる要件に適合している旨の都道府県知事の認定を受けることができる。</p> <p>一 次のいずれかに該当する施設であること。</p> <p>イ 当該幼保連携施設を構成する保育所等において、満三歳以上の子どもに対し学校教育法第二十三条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行い、かつ、当該保育を実施するに当たり当該幼保連携施設を構成する幼稚園との緊密な連携協力体制が確保されていること。</p> <p>ロ 当該幼保連携施設を構成する保育所等に入所していた子どもを引き続き当該幼保連携施設を構成する幼稚園に入園させて一貫した教育及び保育を行うこと。</p> <p>二 子育て支援事業のうち、当該幼保連携施設の所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うこと。</p> <p>三 文部科学大臣と厚生労働大臣とが協議して定める施設の設備及び運営に関する基準を参照して都道府県の条例で定める認定の基準に適合すること。</p>	廃止又は条例委任	1	参酌すべき基準の一層の弾力化、大綱化
			第6条	第2項	認定こども園の表示基準	<p>2 認定こども園(第三条第一項又は第二項の認定を受けた施設及び同条第三項の規定による公示がされた施設をいう。以下同じ。)の設置者は、その建物又は敷地の公衆の見やすい場所に、当該施設が認定こども園である旨の表示をしなければならない。</p>	廃止又は条例委任	1	
10	3	学校教育法	第3条		学校の設置基準	<p>第三条 学校を設置しようとする者は、学校の種類に応じ、文部科学大臣の定める設備、編制その他に関する設置基準に従い、これを設置しなければならない。</p>	廃止又は条例委任	1	
			第128条		専修学校の設置基準	<p>第百二十八条 専修学校は、次に掲げる事項について文部科学大臣の定める基準に適合していなければならない。</p> <p>二 目的、生徒の数又は課程の種類に応じて置かなければならない教員の数</p> <p>三 目的、生徒の数又は課程の種類に応じて有しなければならない校地及び校舎の面積並びにその位置及び環境</p> <p>四 目的、生徒の数又は課程の種類に応じて有しなければならない設備</p> <p>四 目的又は課程の種類に応じた教育課程及び編制の大綱</p>	廃止又は条例委任	1	
			第129条	第2項	専修学校の校長資格	<p>2 専修学校の校長は、教育に関する識見を有し、かつ、教育、学術又は文化に関する業務に従事した者でなければならない。</p>	廃止又は条例委任	1	
			第129条	第3項	専修学校の教員資格	<p>3 専修学校の教員は、その担当する教育に関する専門的な知識又は技能に関し、文部科学大臣の定める資格を有する者でなければならない。</p>	廃止又は条例委任	1	

分野	通番	法律	条	項	見直し対象		講ずべき措置		備考
					概要	該当条文(下線部)	見直しの方針	条例制定の主体	
21	6	児童福祉法	第24条	第1項	保育所の利用者基準	第二十四条 市町村は、保護者の労働又は疾病その他の政令で定める基準に従い条例で定める事由により、その監護すべき乳児、幼児又は第三十九条第二項に規定する児童の保育に欠けるところがある場合において、保護者から申込みがあつたときは、それらの児童を保育所において保育しなければならない。ただし、付近に保育所がない等やむを得ない事由があるときは、その他の適切な保護をしなければならない。	廃止又は条例委任	2	
			第24条の12	第1項	指定知的障害児施設の従業者の資格	第二十四条の十二 指定知的障害児施設等の設置者は、厚生労働省令で定める基準に従い、指定施設支援に従事する従業者を有しなければならない。	廃止又は条例委任	1	
			第24条の12	第2項	指定知的障害児施設の設備・運営基準	② 指定知的障害児施設等の設置者は、厚生労働省令で定める指定知的障害児施設等の設備及び運営に関する基準に従い、指定施設支援を提供しなければならない。	廃止又は条例委任	1	
			第35条	第2項	都道府県が設置する児童福祉施設の職員の資格	② 都道府県は、政令の定めるところにより、児童福祉施設を設置しなければならない。	廃止又は条例委任	1	
			第45条	第2項	児童福祉施設の設備・運営基準	② 児童福祉施設の設置者及び里親は、前項の最低基準を遵守しなければならない。	廃止又は条例委任	3	
21	12	老人福祉法	第17条	第2項	老人福祉施設の設備・運営基準	2 養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設置者は、前項の基準を遵守しなければならない。	廃止又は条例委任	3	

## 別表2の凡例

### (b) 協議、同意、許可・認可・承認

1. 「分野」欄及び「通番」欄は、第2次勧告別紙1と同じである。
2. 「見直し対象」欄は、見直し対象範囲に該当する協議、同意、許可・認可・承認の概略を示した。なお、協議を受け、又は同意、許可・認可・承認を行う者は、括弧内に記した。  
 (例)・同意協議(大臣):大臣の同意を要する協議 (同意のみの場合を含む)  
 ・協議(知事):知事への協議
3. 「講ずべき措置」欄の記号に対応して、具体的に講ずべき措置は以下のとおりである。  
 なお、「×」の場合は、見直し対象を廃止すべきものである。

「講ずべき措置」欄の記号	本文の記述(「講ずべき措置」欄の記号に対応) 【 】内は本文の記述箇所	具体的に講ずべき措置
1a	法制度上当然に、国の税制・財政上の特例措置が講じられる計画を策定する場合 【(b)(2)(i)(a)】	同意を要する協議を許容
1b	地方自治体の区域を越える一定の地域について総量的な規制・管理を行うため国が定める総量的な具体的基準をもとに関係地方自治体が計画を策定する場合 【(b)(2)(i)(b)】	
1①	法制度上当然に、国の施策を集中的・重点的に講ずるものとされており、法制上の特別の効果が生じる計画を策定する場合において、当該国の施策と当該計画との整合性を特に確保しなければ当該国の施策の実施に著しく支障が生ずると認められるもの 【(b)(2)(i)①】	
1②	国(都道府県)に対して一定の事務の処理を義務付けることとなる場合であって、国(都道府県)の施策と整合性を特に確保しなければこれらの施策の実施に著しく支障が生ずると認められるもの 【(b)(2)(i)②】	
1③	地方自治体の区域を越えて移動する天然資源について広域的な観点から適正管理を行う場合であって、関係地方自治体の間では利害調整が明らかに困難であり、国が特にその処理の適正を確保する必要があるもの 【(b)(2)(i)③】	

2①	<p>国・地方自治体の事務配分の特例を許容するために事務の移譲を受ける都道府県、市町村が協議を求める場合、又は国・地方自治体以外の主体と市町村(都道府県)の間の事務配分の特例を都道府県(国)が許容する場合であって、都道府県(国)が特にその処理の適正を確保する必要があるもの</p> <p style="text-align: right;">【(b)(2)(ii)①】</p>	同意を要しない 協議を許容
2②	<p>地方自治体の区域を越える一定の地域について総量的な規制・管理を行うため国が定める総量的な目標に従って関係地方自治体が計画を策定する場合</p> <p style="text-align: right;">【(b)(2)(ii)②】</p>	
2③	<p>事務の処理に当たって当該地方自治体の区域を越える利害調整が必要であるが、関係地方自治体との間での利害調整が明らかに困難であり、国(都道府県)が特にその処理の適正を確保する必要があるもの</p> <p style="text-align: right;">【(b)(2)(ii)③】</p>	
2④	<p>同一の個別具体的な行政目的の達成のために国・地方自治体にそれぞれ専ら担う権限が配分されているため、国(都道府県)との調整が不可欠である場合であって、私人の権利・義務に関わるもの</p> <p style="text-align: right;">【(b)(2)(ii)④】</p>	
2⑤	<p>同一の事案について国(都道府県)が異なる個別具体的な行政目的から重疊的に異なる権限を行使することが可能である場合、又は国(都道府県)が既に行った行政処分の内容と抵触する可能性がある権限を行使する場合であって、私人の権利・義務に関わるもの</p> <p style="text-align: right;">【(b)(2)(ii)⑤】</p>	
2⑥	<p>私人に対して課される義務付けを国及び地方自治体に対して免除している場合であって、国に対する協議を義務付ける相手方として地方自治体を国と同様に扱っている事務を処理するもの</p> <p style="text-align: right;">【(b)(2)(ii)⑥】</p>	
3d	<p>刑法等で一般には禁止されていながら特別に地方自治体に許されているような事務を処理する場合</p> <p style="text-align: right;">【(b)(2)(iii) (d)】</p>	許可・認可・承認を許容
3e	<p>公用収用・公用換地・権利変換に関する事務を処理する場合</p> <p style="text-align: right;">【(b)(2)(iii) (e)】</p>	
3f	<p>補助対象資産、国有財産処分等に関する事務を処理する場合</p> <p style="text-align: right;">【(b)(2)(iii) (f)】</p>	
3g	<p>法人の設立に関する事務を処理する場合</p> <p style="text-align: right;">【(b)(2)(iii) (g)】</p>	
3h	<p>国の関与の名宛人として地方自治体を国と同様に扱っている事務を処理する場合</p> <p style="text-align: right;">【(b)(2)(iii) (h)】</p>	
3①	<p>私人に対しては許可・認可を行うものとされている事業を地方自治体が行う場合であって、地方自治体の事務として定着していないもの</p> <p style="text-align: right;">【(b)(2)(iii)①】</p>	



4①	同一の個別具体的な行政目的の達成のために国・地方自治体にそれぞれ専ら担う権限が配分されているため、 <u>国(都道府県)との調整が不可欠である場合</u> 【(b)(2)(iv)①】	意見聴取を許容
5①	私人に対しては許可・認可を行うものとされている事業を地方自治体が行う場合であって、 <u>事前に国(都道府県)が特に把握しておく必要が認められるもの</u> 【(b)(2)(v)①】	事前報告・届出・通知を許容
6①	法制度上、国の税制・財政・法制上の特例措置を講ずることを促す場合 【(b)(2)(vi)①】	事後報告・届出・通知を許容
6②	法制度上、講じられる事後的な是正措置の端緒として把握する必要がある場合 【(b)(2)(vi)②】	
2※ 4※ 5※ 6※	第〇章3(b)(2)において「(i)(ii)(iv)(v)の項目のうち下破線部分には該当しないが、それ以外の部分に該当しているものについては、下破線部分に該当しない程度に応じて個々に判断し、それぞれの場合に許容するものとされている同意を要する協議、同意を要しない協議、意見聴取、事前報告・届出・通知よりも弱い形態のものとする。」とされており、これに基づき「同意を要しない協議」「意見聴取」「事前報告・届出・通知」「事後報告・届出・通知」が必要と判断する場合は、それぞれ2※、4※、5※、6※と記載。	

4. 「備考」欄は、次の場合に記載した。

- ① 「講ずべき措置」欄で、2※、4※、5※、6※と記したものについて、許容される形態を示す場合。
- ② 見直しに当たり特に留意すべき点を当委員会として指摘する場合。

分野	通番	法律	条	項	見直し対象	講ずべき措置	備考
21	1	社会福祉法	第14条	第8項	同意協議(知事)	2①	
			第73条	第1項	許可(知事)	×	
21	13	高齢者の医療の確保に関する法律	第133条	第2項	協議(知事)	×	
22	1	国民健康保険法	第12条		協議(知事)	×	

## 別表3の凡例

### (c) 計画等の策定及びその手続

1. 「分野」欄及び「通番」欄は、第2次勧告別紙1と同じである。
2. 「見直し対象」欄は、見直し対象となる計画等の策定及びその手続の概略を示した。
3. 「整理記号」の意味及び「講ずべき措置」欄の記号に対応して、具体的に講ずべき措置は、以下のとおりである。

#### (1)「講ずべき措置」欄が「×」の場合

整理記号	意味	具体的に講ずべき措置 (「講ずべき措置」欄が「×」の場合)
c2	計画等の策定及びその内容	次のいずれかの措置を講ずる <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画等の策定及びその内容に係る規定そのものの廃止</li> <li>・ 計画等の策定に係る規定の「できる」規定化又は努力義務化、及びその内容に係る規定の例示化又は目的程度の内容への大枠化</li> </ul>
cb	計画等の策定の手続のうち一定の相手方の意見聴取等の義務付け（地方自治体が国又は都道府県を相手方として行う行為）	廃止
c3	計画等の策定の手続のうち一定の相手方の意見聴取等の義務付け（cbに該当するものを除く）	廃止又は協議・調整・意見聴取等に関する努力・配慮義務に係る規定化
c4	計画等の策定の手続のうち公示・公告・公表等の義務付け	廃止又は公示・公告・公表等に関する努力・配慮義務に係る規定化
c5	計画等の策定の手続（私人等からの意見聴取等、公示・公告・公表等）の個別具体的な方法の義務付け	廃止又は例示化

(2)「講ずべき措置」欄が「×」以外の場合（「整理記号」の意味は(1)の場合と同じ）

整理記号	「講ずべき措置」欄の記号	本文の記述（「講ずべき措置」欄の記号に対応） 【 】内は本文の記述箇所	具体的に講ずべき措置
c2	①	私人の権利・義務に関わる行政処分の直接的な根拠（私人、他の地方自治体の費用負担の直接的な根拠を含む。）となる計画を策定する場合 【(c)(2)①】	計画等の策定及び内容(①～③に係る部分)の義務付けの存置を許容
	②	地方自治体の区域を越える一定の地域について総量的な規制・管理を行うために計画を策定する場合 【(c)(2)②】	
	③	基本的事項について市町村による一定の判断があることを直接的な根拠として都道府県が計画を策定する場合 【(c)(2)③】	
	④	法制度上、国の税制・財政・法制上の特例措置が講じられる計画又は特例措置を講ずることを促す計画を策定する場合 【(c)(2)④】	次のいずれかの措置を講ずる ・ 計画等の策定及びその内容に係る規定そのものの廃止 ・ ④に係る計画等の内容の義務付けの存置を許容した上で、計画等の策定に係る規定の「できる」規定化又は努力義務化 ・ c2①～③に係る部分と不可分である場合、計画等の策定の義務付けの存置は許容されることとなるが、④に係る計画等の内容が任意的記載事項であることの明確化
cb	別表2(b)の表中記号	議決、協議・調整・意見聴取等・同意、認定の手続を義務付けているもののうち、地方自治体が国又は都道府県を相手方として行う行為（地方自治体が私人と同一に取り扱われているものを除く）については、見直しの方針は(b)と同様 【(c)(3)第一段落】	(b)協議、同意、許可・認可・承認における措置の方針と同じ 「別表2の凡例」を参照
c3	①	当該計画によって一定の事務の処理又は費用の負担を求められることとなる者を相手方又はその構成員とする場合 【(c)(3)①】	(①の場合) 議決、同意の存置を許容 (①～④の場合)
	②	具体的に範囲が特定された利害関係者、学識経験者を明示的に相手方又はその構成員とする場合 【(c)(3)②】	協議・調整・意見聴取等の存置を許容

	③	地方自治体の区域を越える利害調整を行う必要があるときに、関係地方自治体を相手方又はその構成員とする場合 【(c)(3)③】	
	④	地方自治体が処理する事務について、他の者が同一の個別具体的な目的から関連する事務を実施し、その整合性を確保する必要があると認められるときに、当該者を相手方又はその構成員とする場合 【(c)(3)④】	
c4	①	不特定多数の者の権利を制限し、又は義務を課する場合に、その効力発生要件又は内容を周知する手段として行われる場合 【(c)(4)①】	公示・公告・公表等の存置を許容
	②	権利を有している者又は具体的に範囲が特定された利害関係者に主張の機会を付与するために行われる場合 【(c)(4)②】	
	③	意見の申立て等、後続の手続の不可欠の前提となっている場合 【(c)(4)③】	

4. 「備考」欄は、次の場合に記載した。

- ① メルクマールに該当する場合。(該当する計画等の内容は、存置を許容。)
- ② 見直しに当たり特に留意すべき点を当委員会として指摘する場合。

分野	通番	法律	条	項	見直し対象	(整理記号)	講ずべき措置	備考
20	33	下水道の整備等に 伴う一般廃棄物処理業等の合理化に 関する特別措置法	第3条	第2項	合理化事業計画の内容	c2	④(下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の事業の転換並びに経営の近代化及び規模の適正化、下水道等の整備等により業務の縮小又は廃止を余儀なくされる一般廃棄物処理業等を行う者に対する資金上の措置に係る部分) ×(その他)	
20	44	医療法	第30条の4	第2項	医療計画の内容	c2	①(10号～12号に係る部分) ×(その他)	メルクマールv:4号～8号 基準病床数の算定に当たり独自に加減算できるよう見直し
			第30条の4	第10項	学識経験者の団体の意見聴取	c3	②	
			第30条の4	第12項	医療計画の内容の公示	c4	①	
			第30条の6	第1項	医療計画の変更	c2	×	
20	45	救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法	第5条	第1項	医療計画に定める救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保の内容	c2	×	メルクマールv:2号
20	52	安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律	第10条	第5項	献血推進計画の公表	c4	×	
21	1	社会福祉法	第20条		指導監督の計画の策定	c2	×	
			第107条		住民、福祉事業者等の意見反映	c3	②(社会福祉を目的とする事業を営業者その他社会福祉に関する活動を行う者に係る部分) ×(その他)	
					市町村地域福祉計画の内容の事前公表	c4	×	
			第108条		住民等の意見反映	c3	×	
					都道府県地域福祉支援計画内容の事前公表	c4	×	
21	3	民生委員法	第18条		民生委員の指導監督の計画の策定	c2	×	
21	5	次世代育成支援対策推進法	第8条	第1項	市町村行動計画の策定	c2	×	
			第8条	第2項	市町村行動計画の内容	c2	×	
			第8条	第3項	住民の意見反映	c3	×	
			第8条	第4項	市町村行動計画の公表	c4	×	
			第8条	第5項	市町村行動計画に基づく措置の実施状況の公表	c4	×	
			第8条	第6項	市町村行動計画の公表方法	c5	×	
			第9条	第1項	都道府県行動計画の策定	c2	×	
			第9条	第2項	都道府県行動計画の内容	c2	×	
第9条	第3項	住民の意見反映	c3	×				

分野	通番	法律	条	項	見直し対象	(整理記号)	講ずべき措置	備考
21	5	次世代育成支援対策推進法	第9条	第4項	都道府県行動計画の公表	c4	×	
			第9条	第5項	都道府県行動計画に基づく措置の実施状況の公表	c4	×	
			第9条	第6項	都道府県行動計画の公表方法	c5	×	
			第19条	第1項	特定事業主行動計画の策定	c2	×	
			第19条	第2項	特定事業主行動計画の内容	c2	×	
			第19条	第3項	特定事業主行動計画の公表	c4	×	
21	6	児童福祉法	第18条の2		児童委員の研修の計画の策定	c2	×	
			第56条の8	第1項	市町村保育計画の策定	c2	×	
			第56条の8	第2項	住民の意見反映	c3	×	
			第56条の8	第3項	市町村保育計画の公表	c4	×	
			第56条の8	第4項	市町村保育計画実施状況の公表	c4	×	
					市町村保育計画の公表方法	c5	×	
			第56条の9	第1項	都道府県保育計画の策定	c2	×	
			第56条の9	第2項	住民の意見反映	c3	×	
			第56条の9	第3項	都道府県保育計画の公表	c4	×	
			第56条の9	第5項	都道府県保育計画実施状況の公表	c4	×	
都道府県保育計画の公表方法	c5	×						
21	10	母子及び寡婦福祉法	第12条	第1項	母子福祉団体その他関係者の意見反映	c3	②(母子福祉団体に係る部分) ×(その他)	
					母子家庭及び寡婦自立促進計画内容の事前公表	c4	×	
21	12	老人福祉法	第20条の8	第1項	市町村老人福祉計画の策定	c2	②	
			第20条の8	第2項	市町村老人福祉計画の内容	c2	②(1号に係る部分) ×(その他)	
			第20条の8	第3項	市町村老人福祉計画内容における勘案事項	c2	②	
			第20条の8	第5項	市町村老人福祉計画内容における勘案事項	c2	×	
			第20条の8	第8項	都道府県の意見聴取	cb	4①(1号に係る部分) ×(その他)	
			第20条の9	第1項	都道府県老人福祉計画の策定	c2	①	
			第20条の9	第2項	都道府県老人福祉計画の内容	c2	①(1号に係る部分) ×(その他)	
			第20条の9	第3項	都道府県老人福祉計画策定における勘案事項	c2	①	

## 条例委任する場合の基準設定の類型

	「参酌すべき基準」型	「標準」型	「従うべき基準」型
法的効果	○「参酌すべき基準」とは、十分参照しなければならない基準 ○条例の制定に当たっては、法令の「参酌すべき基準」を十分参照した上で判断しなければならない	○「標準」とは、通常よるべき基準 ○条例の内容は、法令の「標準」を標準とする範囲内でなければならない	○「従うべき基準」とは、必ず適合しなければならない基準 ○条例の内容は、法令の「従うべき基準」に従わなければならない
異なるものを定めることの許容の程度	法令の「参酌すべき基準」を十分参照した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることは許容	法令の「標準」を標準としつつ、合理的な理由がある範囲内で、地域の実情に応じた「標準」と異なる内容を定めることは許容	法令の「従うべき基準」と異なる内容を定めることは許容されないが、当該基準に従う範囲内で、地域の実情に応じた内容を定めることは許容
備考	「参酌する行為」を行ったかどうかについて説明責任（行為規範） ⇒「参酌する行為」を行わなかった場合は違法  「参考とすべき基準」「斟酌すべき基準」「勘案すべき基準」「考慮すべき基準」も同じ	「標準」と異なる内容について説明責任 ⇒ 合理的な理由がない場合は違法  「準則」も同じ	「従うべき基準」の範囲内であることについて説明責任 ⇒ 基準の範囲を超える場合は違法  「定めるべき基準」「遵守すべき基準」「適合すべき基準」「よるべき基準」も同じ